

平成26年第4回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 6月4日（水）から17日（火）まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
6月4日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
5日	木			
6日	金			
7日	土			
8日	日			
9日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
10日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
11日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
12日	木	民生産業委員会	10時	付託事件審査
13日	金	総務文教委員会	10時	付託事件審査
14日	土			
15日	日			
16日	月	予 備 日		
17日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成26年鞍手町議会第4回定例会会議録（第1号）						
	平成26年 6月4日					
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成26年 6月4日 午後1時00分				川 野 高 實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成26年 6月4日 午後1時21分				川 野 高 實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊 井 照 明	出 欠	1 1	宇 田 川 亮	出 欠
	2	須 山 由紀生	出 欠	1 2	岡 崎 邦 博	出 欠
	3	星 正 彦	出 欠	1 3	栗 田 幸 則	出 欠
	4	一	出 欠			
	5	田 中 二 三 輝	出 欠			
	6	原 哲 也	出 欠			
	7	川 野 高 實	出 欠			
	8	須 藤 敏 夫	出 欠			
	9	久 保 田 正 之	出 欠			
出席 12人 欠席 0人 欠員 1人	1 0	武 谷 保 正	出 欠			
	会 議 録 署 名 議 員	1	熊 井 照 明	2	須 山 由紀生	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会事務 局長補佐	武 谷 朋 視	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	白 石 秀 美	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	森 茂 樹	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進 課 長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権 課 長	鯨 坂 健 二	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	税務住民 課 長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康 課 長	長 友 浩 一	出 欠
				福祉人権課 福祉高齢者班 班 長	守 田 純 子	出 欠
				福祉人権課 児童人権班 班 長	中 岡 博 幸	出 欠
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
付 議 事 件		別 紙 の と お り				
会 議 経 過		別 紙 の と お り				

平成26年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月4日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 鞍手町土地開発公社の平成25年度事業結果及び決算並びに平成26年度事業計画及び予算の報告
- 日程第4 議案第40号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第5 議案第41号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第42号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第43号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第44号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第45号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第46号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第47号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第48号 平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第49号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成26年度固定資産税の課税免除

平成 26 年 6 月 4 日（第 1 日）

開議 13 時 00 分

○議長 川野 高實君

只今から、平成 26 年第 4 回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております議案第 47 号の訂正、平成 25 年度鞍手町繰越明許費繰越計算書の報告、平成 26 年度鞍手町水防計画書と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、議長において 1 番議員 熊井照明君及び 2 番議員 須山由紀生君を指名します。

次に、日程第 2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から 6 月 17 日までの 14 日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から 6 月 17 日までの 14 日間に決定しました。

次に進みます。

日程第 3 鞍手町土地開発公社の平成 25 年度事業結果及び決算並びに平成 26 年度事業計画及び予算の報告を議題とします。

町長の報告を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは、政策推進課長に報告をさせます。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

町長に代わりまして、鞍手町土地開発公社の平成 25 年度事業結果及び決算並びに平成 26 年度事業計画及び予算の概要についてご報告いたします。

お手元に配布しております、平成 25 年度鞍手町土地開発公社決算書の 1 頁をお開き下さい。

1 頁は、平成 25 年度の事業報告書です。

（1）の総括事業ですが、平成 25 年度における土地の取得及び処分はございませんでした。その他にも、事業は実施しておりません。

（2）の理事会議決事項ですが、平成 25 年 5 月 17 日に紙上開催した理事会におきまして、平成 25 年第 3 号議案の平成 24 年度決算の承認について議決をいただいております。

また、本年３月２７日の理事会におきまして、平成２５年度補正予算第１号と、平成２６年度の事業計画及び予算関係２議案の外、鞍手町土地開発公社の解散、残余財産の処分、清算人の選任、清算人と監事の報酬の解散関係４議案について議決をいただいております。

２頁をお開き下さい。

左側の（１）事業収入に関する事項です。

事業外収益として、受取利息が２０万２，２９９円となっております。

右側の（２）事業費に関する事項です。

販売費及び一般管理費が１５万７千円となっております。

３頁をお開き下さい。

左の欄をご覧下さい。

財産目録ですが、基本財産として、鞍手町出資金５００万円となっております。

右側の欄の損益計算書ですが、販売費及び一般管理費と、事業外収益を調整した４万５，２９９円が当期純利益となっております。

４頁をお開き下さい。

貸借対照表です。

資産の部として、現金預金１億１，４６５万６，４１８円。公有用地０円。固定資産の長期定期預金５００万円を合わせた資産の合計は、１億１，９６５万６，４１８円となっております。

負債の部は、未払金、短期借入金ともに０円で、負債合計は０円となっております。

次に、資本の部は、基本財産５００万円に前期繰越準備金１億１，４６１万１，１１９円と、当期純利益４万５，２９９円を合わせた資本の合計が、１億１，９６５万６，４１８円となり、負債資本合計が１億１，９６５万６，４１８円となっております。

５頁をお開き下さい。

キャッシュ・フロー計算書です。

この計算書は、貸借対照表と損益計算書を補足するもので、一会計期間における現金の増減を示した計算書です。

計算書の右下欄に記載しております、Ⅵ現金及び現金同等物期末残高と、４頁、貸借対照表の流動資産の（１）現金預金が１億１，４６５万６，４１８円で一致することとなっております。

以上が、平成２５年度鞍手町土地開発公社の決算報告でございます。

次に、平成２６年度事業計画及び予算についてご報告いたします。

公社につきましては、５月１４日の臨時議会におきまして解散の議案を提出させていただき、議決をいただいているところですが、その後の手続きといたしまして、県知事に解散認可の申請をいたしまして、許可が下りるまでは公社が存続することとなります。

県知事への解散申請は５月２９日となっておりますが、当面の間、公社を運営して行くために、一旦は平成２６年度予算を計画しておく必要がございますので、事業計画及び予算を

編成しております。

平成２６年度鞍手町土地開発公社事業計画及び予算書の１頁をお開き下さい。

第２条の事業計画ですが、平成２６年度に新規に土地を取得する計画はございません。

また、その他の事業を行う計画もございません。

第３条で定めております収益的収入及び支出では、収入として事業外収益を１４８万７千円。支出では、販売費及び一般管理費、予備費の支出合計で１４８万７千円を計上し、収入、支出を同額としております。

以上が、平成２６年度鞍手町土地開発公社の予算です。

なお、平成２５年度決算と、平成２６年度予算は、鞍手町土地開発公社理事会で承認をされております。

以上が報告でございます。

詳細はお手元にお配りしております関係資料をご参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長 川野 高實君

これで報告を終わります。

次に、日程第４ 議案第４０号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第４ 議案第４０号は、過疎地域自立促進計画の変更であります。

本計画の変更は、過疎地域からの自立促進を推進するため、計画に新たな事業の追加を行うものであります。

今回の変更は、来年４月に開校する新中学校への通学手段の確保を踏まえた地域公共交通の整備、充実を図るため、小型バス２台とワゴン車両２台を購入整備することとしたため、事業計画の事業名に自動車等を、事業内容にコミュニティバス等整備事業を追加するものであります。

以上が日程第４ 議案第４０号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第５ 議案第４１号から日程第９ 議案第４５号までの５件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第５ 議案第４１号から日程第９ 議案第４５号までの５件につきまして、一括して

提案説明を申し上げます。

日程第５ 議案第４１号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

鞍手町の附属機関である鞍手町老人保健福祉計画推進委員会及び鞍手町障害福祉計画策定委員会の名称が変更されたことに伴い、同条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第６ 議案第４２号は、鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

私が、昨年１月に町長に就任させていただきまして、約１年５ヵ月が経過しようとしています。

この間、私の掲げた政策実現のため、様々な事業に取り組んでまいりましたが、さらに私の政策を円滑に推進するため、専門的知識と経験及び見識に基づいた助言、指導を得るために、地方公務員法第３条第３項第３号の規定に基づく、非常勤特別職の参与を本年７月から新たに設置するため、同条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第７ 議案第４３号は、鞍手町税条例等の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、外国法人に関する規定整理に伴う所要の規定の整備や、地方法人税の創設に伴う法人町民税の法人税割の標準税率引き下げ、更には軽自動車税の引き上げや耐震改修家屋等に対する固定資産税の減額などが導入されることに伴い、同条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第８ 議案第４４号は、鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、同条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第９ 議案第４５号は、地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例の一部を改正する条例であります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、地方独立行政法人法の一部が改正されたことに伴い、同条例の一部を改正するものであります。

以上が日程第５ 議案第４１号から日程第９ 議案第４５号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第１０ 議案第４６号から日程第１２ 議案第４８号までの３件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第１０ 議案第４６号から日程第１２ 議案第４８号までの３件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第１０ 議案第４６号は、平成２６年度鞍手町一般会計補正予算第１号であります。

本補正予算は、４月１日付け職員の人事異動に伴う職員給与費の組み替え、並びに社会保障・税番号制度導入に伴うシステム改修事業費の追加、来年４月に開校する新中学校への通学手段の確保を踏まえた地域公共交通の整備、充実を図るための小型バス等の購入整備事業費などを追加しております。

また、先ほど議案第４２号でご説明いたしました、私の政策を円滑に推進するため、専門的知識と経験及び見識に基づいた助言・指導を得るために非常勤特別職の参与を本年７月から新たに設置するための関係予算を計上しております。

これらの要因により、歳入歳出それぞれ１億２，７４３万３千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ７億３，４１７万７千円といたしました。

次に、日程第１１ 議案第４７号は、平成２６年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第１号であります。

本補正予算は、４月１日付け職員の人事異動に伴う人件費等の調整を行っております。

歳入歳出それぞれ４２万２千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ７億９，４９９万８千円といたしました。

次に、日程第１２ 議案第４８号は、平成２６年度鞍手町水道事業会計補正予算第１号であります。

本補正予算は、４月１日付け職員の人事異動に伴う人件費と、修繕費の調整を行っております。

予算第３条の収益的収入及び支出において、収入予算では１３７万６千円を追加し、収入予算総額を３億４，９２９万３千円といたしました。支出予算では、４３８万２千円を減額し、支出予算総額を３億６，７６３万円といたしました。

以上が、日程第１０ 議案第４６号から日程第１２ 議案第４８号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第１３ 議案第４９号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第１３ 議案第４９号について、提案説明を申し上げます。

日程第１３ 議案第４９号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成２６年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、平成26年度分の固定資産税の課税免除申請が、企業6社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第13 議案第49号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日5日から8日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日5日から8日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

閉会 13時21分

平成26年鞍手町議会第4回定例会会議録（第2号）						
	平成26年 6月9日					
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成26年 6月9日 午後1時00分				川 野 高 實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成26年 6月9日 午後2時35分				川 野 高 實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊 井 照 明	出 欠	11	宇 田 川 亮	出 欠
	2	須 山 由紀生	出 欠	12	岡 崎 邦 博	出 欠
	3	星 正 彦	出 欠	13	栗 田 幸 則	出 欠
	4	一	出 欠			
	5	田 中 二三輝	出 欠			
	6	原 哲 也	出 欠			
	7	川 野 高 實	出 欠			
	8	須 藤 敏 夫	出 欠			
	9	久 保 田 正 之	出 欠			
出席 12人 欠席 0人 欠員 1人	10	武 谷 保 正	出 欠			
会 議 録 署 名 議 員	1	熊 井 照 明		2	須 山 由紀生	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会事務 局長補佐	武 谷 朋 視	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	白 石 秀 美	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	森 茂 樹	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進 課 長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権 課 長	鯨 坂 健 二	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	税務住民 課 長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康 課 長	長 友 浩 一	出 欠
				福祉人権課 児童人権班 班 長	中 岡 博 幸	出 欠
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
付 議 事 件		別 紙 の と お り				
会 議 経 過		別 紙 の と お り				

平成26年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月9日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

平成26年第4回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
2番 須山由紀生	1. 子ども・子育て支援新制度について (1) 子ども・子育て会議のメンバー構成や設置までの経緯は (2) 子ども・子育て会議の現在までの会議内容と今後の予定は (3) 学童保育指導員の処遇の改善は	町 長
1番 熊井 照明	1. 空き家等対策について (1) 本町の空き家の現状をどのように把握しているか (2) 老朽化した空き家等に対する苦情や相談の対策は (3) 「適正管理に関する条例」等を制定する考えは	町 長
5番 田中二三輝	1. 鞍手中学校の開校に向けた準備と教育方針について (1) 鞍手中学校の開校に向けた準備 ①開校に向けた各種工事の進捗状況は ②それぞれの工事に関する問題点はないのか ③ソフト面、特に教職員や生徒達の交流等について問題点はないのか (2) 鞍手中学校の教育方針 ①中学校の状況は、若い親たちが重要視する要素であり、居住地選択の大きな要因と思うが「鞍手中学校の教育方針」は 2. 各小学校の校庭舗装について (1) 各小学校の環境改善 ①一部の小学校の保護者から校庭の足元が悪いとの相談を受けているが、各小学校の状況把握は ②各小学校は避難所に指定されているが、校舎や体育館周辺及び児童が通学に使用する範囲は舗装する必要があるのでは ③避難所利用者の安全確保のために、街灯を設置するべきだと思うが	町 長 教育長 教育長 町 長 教育長
11番 宇田川 亮	1. 公共施設の除草・剪定工事について (1) 毎年、老人対策事業として、公共施設の除草・剪定工事を行っているが、各施設の管理者及び従事者からの意見・要望の聞き取りは (2) 特に大きくなりすぎた樹木は、倒木や電線にあたる等の支障をきたす場合があるが、その対応は 2. 障がい者等の安全通行確保について (1) 電動車いすや手押し車で歩行する方のために、歩道の点検及び整備をするべきでは	町 長 町 長

平成26年6月9日（第2日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、お手元の予定表の順序により行います。

最初に、2番議員 須山由紀生君の質問を許可します。

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

通告に従いまして質問をいたします。

本日は、来年4月より実施予定の子ども・子育て支援新制度についてご質問をいたします。

ご承知のように、2012年に子ども・子育て関連三法が成立し、子ども・子育て支援法が新たに制定されました。

それに伴いまして、現在、政府は子ども・子育て支援新制度を2015年4月から本格実施に向けて、国版子ども・子育て会議を新設し、具体的な仕組み作りに取り組んでいます。

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援法、認定子ども園改正法、児童福祉法改正法を含めた関連整備法からなっています。

この新制度によって、就学前の子ども達の保育、教育に係わる国の制度が変わると言われております。と同時に学童保育の国の制度も大きく変わり、市町村も初めて学童保育の基準を条例で制定することになるなど、市町村の施策も大きく変わるようです。

今回は、特に学童保育の件について質問をいたします。

多くの町民の皆様は、既にこの学童保育のことは理解されているかと思いますが、前段で、この学童保育、放課後児童クラブとはどんな施設なのかを簡単に説明をさせていただきます。

この学童保育は、共働きや1人親家庭での小学生、現在は4年生までとなっていますが、この小学生の放課後及び土曜日や春休み、夏休み、冬休み等の学校休業中の生活を継続的に保障すること、そして、そのことを通して親の働く権利と、家族の生活を守るという目的や役割を持っています。

児童福祉法では、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により、昼間家庭に居ない者に、授業の終了後に児童厚生施設などの施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ると謳われています。

従いまして、この学童保育は学習塾などでなく、保護者と指導員と一緒に子育てをする施設です。また保護者の子育てを支える施設、いわば親の自宅での子育てを支援するための施設だと考えます。

このように、子どもが発達をする途中の重要な施設であることだと理解していただければ

と思っております。

さて、子ども・子育て支援新制度では、2013年度の早い時期に子ども・子育て会議、地方版子ども・子育て会議、これらを設置して、基本指針の検討やニーズ調査を行い、学童保育の整備、目標等を事業計画として策定しなければならないとあります。

本町でも、昨年この鞍手町子ども・子育て会議が13名の委員の方で設置されたようですが、その設置時期や委員のメンバー構成、また委員選出の経緯等、どのような流れで設置されたのかを町長にお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

具体的な内容につきましては、福祉人権課児童人権班長に答弁をさせます。

○議長 川野 高實君

福祉人権課児童人権班長。

○児童人権班長 中岡 博幸君

お答えいたします。

子ども・子育て会議のメンバー構成につきましては、子ども・子育て支援に関し、見識を有している方として、町議会、民生委員児童委員協議会、小学校教頭会の各代表の3人。

子どもの保護者として、小学校PTA、学童保育所、私立幼稚園、私立保育園、公立保育所の各保護者の代表の5人。

事業に従事するものとして、私立幼稚園、私立保育園、公立保育所の各代表の3人。

その他、町長が必要と認めるものとして、社会福祉協議会、子ども会連絡協議会の各代表の2人。計13人で構成しております。以上です。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

ありがとうございます。

それらの資料等がございましたら、後ほどで結構ですので、できましたらお願いいたします。

次に、新しく出来た子ども・子育て支援法では、学童保育に関しても国の制度と、市町村の施策も大きく変わるようです。どのように変わるのか、学童保育に関する事項の要点は次のようになっています。

まず1つ目は、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業に学童保育を位置づけ、市町村の実質責任を強化する。

2つ目に、市町村に学童保育の整備計画を含む子ども・子育て支援事業計画の策定を義務づける。

3番目に、学童保育への補助金は、その事業計画に基づいて支出される交付金として出さ

れる。

4 番目に、市町村に子ども・子育て会議を新設し、事業計画や推進方策などを検討する。

5 番目に、法律の附則として、指導員の処遇の改善、人材確保の方策を検討し、所要の措置を講ずるとなっています。

また、もう一つの学童保育が位置づけられている児童福祉法の主な改定は次のとおりです。

対象児童を6年生までの小学生に引き上げる。国や地方自治体以外が学童保育を実施する場合には、事前に市町村への届出が必要となる。3 番目に、国としての学童保育の基準を省令で定めると同時に、市町村は国の定める基準を踏まえて、条例で基準を定める等です。

そこでお尋ねいたします。

本町の鞍手町子ども・子育て会議、現在まで行われた会議内容、また、今後の会議の予定等はどうなっているのか、分かれば教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

過去の出来事と、事務局レベルの話ですから、児童人権班長に答弁をさせます。

○議長 川野 高實君

児童人権班長。

○児童人権班長 中岡 博幸君

お答えいたします。

第1回の子ども・子育て会議を、平成25年11月21日に開催しております。会議の内容につきましては、子ども・子育て会議の設置の目的について、ニーズ調査表の内容確認について、今後の審議スケジュールについてを議題として開催しております。

今後の予定につきましては、現在、ニーズ調査の結果を基に、鞍手町子ども・子育て支援事業計画の素案資料となる平成27年度から平成31年度までの児童数や、学童クラブの利用者数などの見込み量の算出作業等を行っておりますので、7月の上旬に第2回目の会議を開催したいと考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

それらも、先程の資料と含めまして、一緒に書面でできましたらお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○児童人権班長 中岡 博幸君

はい、分かりました。

○2番 須山 由紀生君

次に、学童保育の指導員の改善ということで、学童保育の指導員の処遇についての質問をいたします。

前段で上げました子ども・子育て支援法の法律の附則に、指導員の処遇の改善、人材確保の方策を検討し、所要の措置を講ずるとなっています。

児童福祉法でも、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと位置づけられている事業として、市町村にも一定の責任があるようですが、指導員のいま置かれている条件、環境は、全国的に見てもかなり劣悪なようです。

指導員の、勤続年数が増えても賃金は上がらない。また、正規職員は少なく、多くが非正規職員、非常勤、臨時、嘱託、パート、学生アルバイト等を改善する点がかかなり多くあるようです。

本町では、このような問題をどう考えられておられますか。また、運営者への指導を含め、今後どうするかなど、具体案がありましたらお尋ねをいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

鞍手町は、町内に3ヶ所の学童クラブがございます。そして、委託料といたしまして総額で約1,750万円を支出いたしております。また別に、町単独の学童保育補助金として、平成25年度は、3学童クラブに対しまして、総額で459万5千円を支出して、人件費や光熱水費等の助成を行っております。

いま、須山議員がおっしゃいましたのは、そこで働いている先生方の処遇はということですが、私が調べましたら、学童保育は3ヶ所が単独で運営なさっているとお聞きしております。

ですから、直接私がその処遇をどうのこうのするというのは越権行為になりますので、ここではちょっと避けたいのですが、多分、須山議員がおっしゃっているのは、町が助成を出していますから、それに対してもう少し手厚くやってくれないだろうかというような質問内容かと察するところでございます。

私も、須山議員がおっしゃっている学童保育、私は教育にはしっかりと金を注ぎ込まなければいけないというのが私の考えでございます。

私の政策の一環といたしまして、町長にさせていただきまして、私はこの町を儲けさせると。儲けさせるということは、つまり税収をしっかりと上げて、その上げた税収を老人福祉、それと教育にしっかりと金を注ぎ込むというのが私の政策の柱でございますので、今後、ここで私は直接的には言えませんが、運営者の方と行政と意見交換をさせていただきながら、その辺に向けて、処遇の改善に向けても鋭意善処して行きたいなと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

私がお聞きしたかったのは町長が答弁された、正にそのものだと思っております。

学童保育、働く親を持つ子ども達に、安全で安心できる毎日の生活を保障することと、働きながら子育てをする親達を支える子ども・子育て支援という重要な役割を持った施設として、また障害児童の受け入れも可能な施設として、鞍手町でもより一層の拡充の必要があるのではないのでしょうか。是非お願いをいたします。

そのためにも、先程も言いましたように、指導員の方の処遇の改善や人材の確保、こういったものを含めた、運営者への手助けが当然必要になってくると思われます。是非これらを含めまして今後の鞍手町子ども・子育て会議が、鞍手町の子ども・子育て支援により一層の重要な会議になることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で須山由紀生君の質問を終了します。

次に、1 番議員 熊井照明君の質問を許可します。

熊井照明君。

○1 番 熊井 照明君

通告に基づきまして質問をいたします。

空き屋等対策についてであります。

鞍手町では、定住促進奨励金の交付条例が制定されまして、あちらこちらで家屋が新築されているところを見受けます。新築住宅が増えることによって人口も、税収も増えれば、それに越したことはないのですが、反対に空き屋も増えている感じがいたします。

全国でも空き屋の増加が問題になっています。テレビでも北九州市の空き屋のことが放映をされていました。

総務省の平成20年、これは住宅統計調査が5年に1度あっているのですが、これによりますと、日本の総住宅戸数5,759万戸の内、空き屋の戸数は757万戸、空き屋率が13.1%と過去最高になっているとの記事が載っていました。

私の住んでいる地区も若干空き屋が増えています。空き屋は所有者の財産でありますから、空き屋があるということだけで問題にすることは出来ないと思います。これらの空き屋は所有者が施設に入所したり、相続する人が既に住宅を持っていたりして、居住者がいないケースが多いと思われます。

こうした空き屋とか廃屋は、今後も益々増えていく状況にあると思っております。この中には、所有者が全く不明と思われるものもあります。長年放置されて傷みが酷くなり、窓や入り口が壊れたのか、壊されたのか分かりませんが、簡単に建物の内部に入ることが出来るようになってしまったものも見受けられます。

不審者が侵入したり、放火されるといった心配もあります。また屋根や壁が朽ちて、強風の日には、そのような屋根や外壁の一部が飛びちりそうで、付近の住民の方が心配しているところもあります。

基本的には個人の財産、所有物でありますから、所有者が早急に取り壊すとか、そういう管理の責任を果たしていただかなければいけないことは重々承知しております。所有者にす

れば、家を解体するにはお金が掛かる、その資金がない。

また住屋を壊すと土地の固定資産税、特例がなくなりますから税金は上がります。そのことから壊さないという人も居るかも知れません。しかし、空き屋の管理が不全な状態にあり、近隣住民等が不安に感じたり、迷惑を受けたりすることが問題であるというふうに考えています。

公共施設の近くにも空き屋がありまして、玄関のガラスが割られて、人が自由に出入りできそうなところもあります。

今後益々進んでいく高齢化や少子化により、管理が行き届かない空き屋が増えて行くことが懸念されます。

一番困るのは所有者が分からず、連絡先も分からない。家が傷んで台風の時など、壁や屋根のトタンが飛びそうな状態の空き屋であると考えます。

広報くらての5月号にも、空き屋のトラブル110番、司法書士による無料電話相談の記事が載っております。

そこで、本町の空き屋等の現状をどのように把握しているかをお尋ねいたしたいと思います。町内の空き屋等の件数と、率が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

データのなものになりますので、総務課長に答弁させます。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

本町の空き屋の現状の把握についてということですが、空き屋にはまだ十分人が住める空き屋と、老朽化して崩壊や火災などの危険がある空き屋があり、人が住める空き屋の現状は、町としては把握はしておりません。

また、老朽化した空き屋の把握につきましては、区長さんや住民の方からの連絡により、現地に行き確認を行っております。改めて、平成25年度の区長会においても、町に連絡していただくようお願いしております。

鞍手町の空き屋の率ということですが、住宅総数が7,640戸、その内、空き屋と思われるものが740戸で、空き屋率としては9.7%となっております。これは総務省の土地統計調査による平成20年度の調査によるものです。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

実は、私もいろいろ調べてみたのですが、いま総数が7,640で、空き屋が740で、

率としては9.7%と言われましたが、平成20年度の住宅統計調査第3表というのがあると思います。

住宅所有の関係5区分、建築の時期別住宅数、その中では住宅総数、これは年度別に積み上げていく分があるのですが、総数は平成20年度で6,550です。持ち家が4,880、その中で空き屋総数並びに一時現住者のみの住宅総数及び建築中の総数ということで、総数が1,090、空き屋が1,080、一時現住者というのが10、これから単純にいきますと6,550を1,090一時現住者の分も入れてすると16.64になるのです。

私が見る頁を間違えたのかどうか分かりませんが、ただ空き屋の総数は1,080と書いてありました。これは統計から見た分です。

そうしますと、1,090を6,550で割ると16.64となるわけです。私の方が間違えたのか、その辺ははっきり分かりませんが、私はこういうふうに掴んで、先程言いました全国の分が13.なんぼでしたか、それからすると多いなという気がしたのですが。その辺は後で話をさせていただきたいと思います。これは全然率が違うからですね。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

先程、議員さんがおっしゃられた1,080戸というのは、こちらの方もそれは把握はしておりますが、1,080戸というのは全体の空き屋と見られる件数なんです、それには売家とか賃貸とかも入ってしまっていて、それが340戸あります。

私が先程申しました740戸と足して1,080戸になるということで、その740戸というのは老朽化した空き屋とか、賃貸ではない空き屋という形で私は740戸という数字を述べさせてもらいました、すみません。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

そこそこの資料の分で違いというのは多分にあると思いますけれども、6,550というのも、これは公営の住宅とか民営の借家とか、いろいろ入っての数字が6,550、持ち家だけだと4,880という数字だったのですね、私の方は。その辺は数字の把握のしかたが、私と課長と若干違う分がありますので、それはそれでいいのですが。

次の質問に移りたいと思います。

老朽化した家屋等に対する苦情とか、相談件数、その後の対策はどのようにされているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これも、現在行っていますので総務課長に答弁をさせます。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

先程の質問にもお答えしましたように、区長さんや住民の方からの連絡がありましたら、現地調査を行い、法的に管理責任のある所有者、管理者等を調査しまして、文書で連絡を行い、危険回避の措置をお願いしております。

件数ですが、平成24年度、平成25年度の2年間で老朽化した空き屋の相談件数として23件連絡が来ています。その内、所有者が確認出来て文書で通知した件数は19件になっております。その19件の内撤去してもらいました件数が2件ということになっております。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

すみません確認ですが、平成24年度、平成25年度で合わせて23件ですか。その内、所有者が分かったのが19件、その内、撤去されたのが2件ということですね。

実は、私が住んでいるところも空き屋が、地区とは違うのですが、近所に空き屋がありました。ちょうどT字路の部分で大型車が左方向に行くときは見にくいところだったのですが、私は一週間に1回そこを通るのですが、その間に撤去をされていました。撤去されると交通の見通しも良くなるし、よかったかなというふうに私は感じております。

それでは、次の質問をさせていただきます。

こういう老朽化した空き屋の相談窓口というのは総務課でいいのですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

はい、総務課でよろしいです。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

先程、区長さん達にも通じてという話がありましたので、その辺、私の地区は区長さんの指示で、隣組に入っているところですが、空き屋があるところは、その連絡先をみんな区長さんの方に調べて届出を出しているのです。何か火災やいろいろなことがあると困りますので、一応私の地区は区長さんの指示でそういうふうにしています。

ただ、空き屋でも長くなると他の人は、この家には誰も居ないのですねという感じで、室外機を取られたという報告もあっています。

所有者が分からない分は調べているということですから、その分はその分でいいのですが、

その辺が私は不安だったのです。個人が調べるにしても所有者は簡単に役場は教えてくれませんし、法務局に行っても登記簿の謄本の中には所有者は変わらず、住所も変わらず、そのままになっている分がありますので、その辺も総務課の方で調べていただいて、所有者の方に連絡をしてもらっているということで、それはもう安心しました。

では次の質問に移ります。

国土交通省の調査では、平成25年の10月現在272の自治体が空き屋に関する条例を施行して、現在検討中のところも多いということが書いてありました。

平成26年2月9日の西日本新聞には、自治体レベルで条例制定が進んでいるが、国が対応する必要があると、更地化した際の固定資産税の軽減等の税制措置を講じるよう国に促す規定を盛り込んだ法案を、自民党の空き屋対策推進議員連盟が纏めて、議員立法で提出しようという記事が載っておりました。

私も、内閣法制局の分のホームページを見ましたが、まだこの分は法案として上がって来てはおりません。

こういう空き屋等の適正管理に関する条例を制定するお考えはありませんかということでお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

近隣市町村では、空き屋等の適正管理に関する条例を制定しているところもございます。ただ、いま議員がおっしゃいましたように、崩れかかった家を行政が代執行して撤去するとすると、これもまた難しい話で、撤去したが故に、後で議員がおっしゃったように固定資産税が上がるということもありまして、これはなかなか難しゅうございます。国も、議員がおっしゃいましたように法整備に向けて、国会議員の皆さん方も動いているみたいです。これは緊急を要する時には当然のことながら、地方自治、鞍手町、我が町もその場で考えて行かなくてはいけないと思いますが、いまの段階では条例を制定する云々というのは、まずは国が立法していただいて、それから考えさせていただこうかなとそのように思っております。

ただ、何度も申しましたように、緊急を要する場合は当然のことながら本町で対応して行くということでございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

国の動きが遅いから、各自治体は全部条例で制定しているわけです。法律的に何も基かないものについては、何ら効力は発しないのです。

だから、そういうのではなく法的根拠、条例になりますが、それに基づいて、私は代執行までして下さいということは言っていないのです。助言とか指導とか勧告、ある自治体では、最終的には公表するというところまで行っているみたいですが、代執行になるとなかなかそ

の分を、仮に執行しても、その分が戻って来るかというと戻って来ていないのです。

余所のを見てそうです。余所の自治体では1件代執行した、2件目も代執行しようかとしていますが、1件の分は代執行してもその分の代執行したお金が所有者から取れないのです。

そこまで行かなくても、法律に基づいた、先程言いました助言とか、指導とか、勧告、こういうものがないと、何も法律的に基づかないものは、後はお願いだけなんです。

鞍手町には、空き地等管理条例というのがあります。ですから、こういう条例を家にしても、ただの空き屋だけではないのです。老朽化した空き屋に対しての、管理されていれは何も問題はないのですが、先程言いましたように、所有者も何も分からないという部分が多分にあると思います。そういうのを調べていただいて、法律的に基づいて、条例に基づいてそういう文書を出すとか、そういうふうにしないと効力はないのではないかなと私は思います。町長の考え方は国の制度を待っておく、極端な話は。これもまだ議員立法で提案するということが書いていましたが、まだ提案もされていない、各党で調整をされている段階だろうと私は思っております。ですから、こういう法律を作って、皆さんが安心して暮らせるようにすべきではないかなと思います。

それともう一つ。空き屋はほったらかしにしておくで直ぐ傷みます。北九州市や福岡市でも空き屋を管理する事業を展開している会社があります。

私は平成23年の6月議会の時にも提案させていただいたのですが、空き屋バンク制度を設けて、人口増を図ったらどうですかという、当時の町長に一般質問したのですが、空き屋といっても全部が全部ぼろぼろの空き屋ではないからですね。

その時の当時の町長の回答は、ホームページを通じて多くの人に情報提供することは有効な手段の1つと考えるが、町内外の不動産業者への影響や空き屋所有者個人の取り扱い等を慎重にしなければならないもので、今後の検討課題とするという答弁だったのです。

だから、この答弁から、これは空き屋のバンク制度は設けないのだなというふうに、私はその時に感じたのですが、前町長が亡くなられて、今度は民間経験の経営感覚や先見性、情報発信に長けた徳島町長になられましたので、再度お尋ねをしたいと思います。

また、人口についても、平成25年の5月から平成26年の4月の鞍手町の人口の推移を見てみますと、減少数、死亡とか転出、それと出生とか転入もあるのですが、その差し引きをした減少数は、月に4人から38人だったのです。

多かったのは25年の9月が唯一4人の増になっていました。ただ今年の4月は12人増となっているのです。これは定住促進奨励金の効果が出て来たのかなというふうに、はっきり分かりませんが、私自身はそういうふうに思っております。

ですから、空き屋を有効活用するためにも、人口を増やすためにも空き屋バンク制度を。これは宮若がしていますが、難しい面もあると思います。

家主さんからの情報提供を受けて、空き屋等の情報をホームページに掲載して、定住人口の促進を図っていったらどうかなと思っておりますが、町長の考えをお聞かせ願いたらと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

空き屋バンクという言葉も私は知りませんでした。熊井議員さんからもご指導をいただきながら、前向きに考えて行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

私の話を聞くより宮若が現在行っていますので、赤村等も行っていまけれど、その辺を調査していただいて、なるべく人口が増えるよう、町長もいろいろ考えてされていますが、そういう制度を作っていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で、熊井照明君の質問を終了します。

次に、5番議員 田中二三輝君の質問を許可します。

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

通告に従いまして一般質問を行います。

鞍手中学校の開校が、いよいよ来年の4月というふうに迫って来ております。

そこで、その準備等について質問をいたします。

先日、我々総務文教委員会は、所管事務調査の中で中学校の工事現場を見せていただきました。

校舎に関しての工事については、順調に進んでいるというふうに感じましたけれども、体育館をはじめとする外工事等につきましては、梅雨を迎えるこの時点からどのような影響が出るのか、この辺をまずお伺いしたいと思います。

そして、最も重要な課題であります通学路の整備、それと街灯の設置等についての中学校の改修工事とは別工事として進んで行く関連した工事についての進捗状況、これらをどのように把握されているのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

校舎等の改修工事につきましては、既存建物の内装の解体工事、屋上防水改修工事が予定どおり完了し、現在各教室等の内装工事、壁、天井を行っております。

体育館等新築工事、プール新築工事につきましても、掘削工事、建物基礎工事が予定どおり完了し、現在鉄筋組工事を行っており、工事は予定どおり進んでいます。

テニスコート、グラウンド、野球場、駐車場等の外構工事につきましては、現在工事発注に向けた準備を行っております。

町道の通学路整備につきましては、現在までに4路線の工事、歩道改良、カラー舗装、安全柵の設置等を行っております。

県道の通学路整備につきましては、現在までに3路線の工事、歩道の拡幅、カラー舗装、安全柵、路面標示等を行っております。

なお、通学路の防犯灯につきましては、平成26年度中に設置いたします。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

今、お答えをいただきましたが、工事としては順調に進んでいるというふうに把握されているようでございますけれども、今後について何か問題点等というのを把握しているようであれば教えていただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

学校施設整備工事につきましては、現在のところ予定どおり進んでおり、問題はありません。

通学路整備に関しましては、県道において用地買収を伴う箇所、一部ですが用地交渉及び相続について難航している箇所があります。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

中学校の改修工事に関しては、当然事業主体が町であり、頻繁にこれからも事業者と打ち合わせ、状況把握等々が努められるというふうにこちらの方も把握しておりますが、通学路の整備につきましては、先程教育長がおっしゃったように、主管が町と県に分かれるというところがございます。特に県が主管するものにつきましては、いま用地買収等で難しい問題もあるということでございますので、町が協力出来るところは、極力、積極的に協力をしていただきまして、今後の状況把握に確実に努めて頂きたいというふうに思います。

その状況把握等については、県との打ち合わせ等というのは、定期的に行っているのかどうか、その辺をもしお答え出来るのであればお答え下さい。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。

定期的ということはございませんが、例えば用地の境界確定とか、そういった場合も対応

しておりますし、用地の買収についても、契約の段階で一緒に行ったりとか、用地交渉も一緒に行ったりしております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

今後も状況把握等につきましては、適時、的確な把握等々に努めていていただきたいというふうに思います。

通学路の見直しや整備につきましては、重要な課題でありますので、今後の整備等に関しては、それぞれの地域、地域に住んでおられる方にとりましては、その工事自身がメイン工事だというふうに把握をしておりますし、そう受け止めておられるのではないかなと思いますので、通学路の整備等については、しっかりと確認を取りながら行っていただきたいというふうに思います。

子ども達の安全が、担保できるように計画に沿った整備が来年4月には完了しているということを期待しております。くどいようですが、今後の状況分析、把握等には極力努めていただきたいと思います。

ところで、中学校の開校時に、インターからのバイパス、いわゆる猪倉までの延伸工事が出来ていれば、子ども達は歩道の完備された道路を利用できるということが非常に望ましいなというふうに私は思っておりましたけれども、調査項目等々が増え、着工が遅れているというふうな情報を聞いていますが、その辺の事実はどうなっているのかということについては、必要に応じてバイパスの延伸工事の状況も把握をしていていただきたいというふうに思っております。

インターからの延伸工事は、鞍手町の交通網にとっても非常に重要な要素でありますので、その状況把握には慎重に、尚且つ確実に行っていただきたい。

いろいろな情報を聞いておりますけれども、それはそれといたしまして、町が協力すべきところは極力、積極的に協力して、一日も早いインター周辺の道路網の完了ということも、今度は逆に、子ども達の通学路の安全確保、これに繋がっていくのではないかなと思っておりますので、その辺はしっかりと行っていただきたいというふうに思っております。

通学路の話から、インター周辺の話に逸れてしまいましたが、くどいようですが、鞍手中学校開校時には、予定している全ての工事が遅れることなく完了している。これは理想ではない、と私は思っております。

町長、教育長をはじめ、皆さんは同じ気持ちでこの事業に取り組んでいただいているものと思っております。

また、担当職員の方は今までに培ってきた知識や経験、それ以外の事柄でご苦労も多いのではないかなとは思いますが、中学校の統合という大きな、大きな課題の実現に向けた最後の日を迎えるまで、しっかりと業者の管理、そして進捗状況の管理等に努めていただきたいと思います。

晴れ晴れとした気持ちで、鞍手中学校に生徒を迎えることができることを期待をしております。

次に、教育長は、先の説明会の中等々で、現、両中学校の教員や生徒の交流を行い、それぞれの学年の子ども達が、統合後に落ち着いた状況で授業に臨めるよう配慮していくとおっしゃっておいりました。現時点でその状況等につきまして、問題点等如何に把握されているのか教えていただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

生徒の交流については、現在、部活動の合同チーム、女子バレー、男女バスケットを実施しております。今後、新人戦からは、合同練習を多くの部活で実施の予定です。

また新中学校の部活動のユニフォームの準備も進んでおります。

生徒会ですが、南北はちょっと組織は違いますが、これの摺り合わせ、新中学校に移行した時にはスムーズに生徒会組織が立ち上がるように、そういう摺り合わせ。

それから、新中学校の執行部の合同リーダー研修会も計画をしております。

それから、現1年生は、南北とも同じ制服で今通っています。新しい制服で新1年生は南北ともまったく同じ制服でございます。既にその準備が着々と進んでおるといふうに感じております。

それから、教師間の交流につきましては、3年前より合同で統合に向けた準備会を発足させておりまして、様々な取り組みを現在まで重ねてまいりました。そして共通理解を図るように、今、しているところでございます。

北中の教師が南中の方に出向いていきまして、授業を現在行っております。そして部活動の教師が南中学校に行って陸上の手伝いもしております。こういうことで、教師間の交流も頻繁に行っているところでございます。

それから教材です。教材の特に問題集ですが、南北とも今年から既に同じものでスタートしております。だから、問題集が違うといったようなハンディーはありません。

もう一つ、早速1学期の5段階評価、通信簿ですが、その通信簿付けの作業に今から入っていきますが、その評価基準も南北とも同じように揃えています。ですから、南中の3の子は、北中でもやはり3というふうな、同じ基準表でもって処置をしているということでございます。

来年度の修学旅行、今の中1の子が来年2年生になりますと修学旅行ですが、その準備もどこにするのか、南北でするのか、コース決めも南北両方の教師が集まってその準備を進めているところでございます。同様にふれあい合宿も同じでございます。

そのように、両方の教員が耐えず連係プレーでもって準備を進めているということでございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

両中学校の交流等々について、いまいろいろと進んでいるというご説明でございましたけれども、問題点としては把握されていないようでございますが、では、新1年生となる今の小学校6年生やその下の5年生等については、どのような指導をされているのか、その辺は如何でしょうか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

いわゆる統合に向けた準備という点では、今申し上げた通りですが、現在6年生の子は、来年新しい中学校に進むのですが、南中も北中も経験なしでございます。全く用意ドンで新しい中学校に入学して来るわけです。そういう意味での対応は、入学説明会や、小中連携をいまやっておりますが、中学校の先生が小学校に行って、いわゆる出前授業とか、先程申しました6年生3学期には入学説明会で、そのところの詳しい中学校生活のありようについて説明するわけでございます。

一番心配するのは、毎時間教師が替わる、教科担任制ですね。部活動が非常に盛んですし、上下関係も非常に厳しゅうございます。

どちらかというところ、小学校は丁寧に丁寧に子どもの面倒を見ますが、中学校はどちらかというところ大ざっぱなところがあります。そういうところから来る、いわゆる中一ギャップですね。この中一ギャップについては、最善の注意を図りながら、そういう子が1人も出ないように計画を進めているところでございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

統合時点で、2年生、3年生は落ち着いているけれども、1年生が落ち着いていない、そういう状況というのは、絶対に避けていただきたいというふうに考えておりますので、今後、これから約半年強あるわけでございますので、小学校の6年生、さらには5年生等々に中学校での生活という疑似体験等を通じた活動というふうなお考えを持っていただいて、ご指導いただければというふうに考えております。

教育長は、非常にユニークな発想の持ち主であるというふうに、以前教育関係者の方から聞いたことがございます。これからも交流の場に教育長自身が出向いて行くということは、多少問題があるかも知れませんが、現場の教職員の方がやりにくいという点もあるかも知れませんが、机上で報告を受けるだけではなくて、是非ご自分で見て、感じて、そしてご判断いただきたいと感じております。

長いご経験の中で、的確な判断のもと、鞍手中学校がしっかりとしたスタートが落ち着い

た状態で切られるということを強く期待しております。

中学校の開校時に向けた準備段階ということから、次の質問に移りますが、鞍手中学校の教育方針について伺いいたします。

過去にも申しましたが、福岡市内では、ある中学校の校区に住みたい、あの中学校に通わせたいというのが、具体的な中学校の名前は申しませんが、理由は、有名進学校に、非常に高い進学率を誇っている中学校であるというふうに聞いています。

中学校の状況というのが、いま若い世代の親達が非常に注目しています。居所等の地域として選ぶ要因であり強い要素であるというふうに私は考えています。

そこで、教育長は先日小学校及び中学校の学力レベルが上がってきているというふうにおっしゃってございましたけれども、統合後に、学力レベルが下がるというようなことには決してならないよう、注意を払いながら子ども達に指導という形で期待をしておりますが、鞍手中学校に子ども達を通わせたい、そういう魅力的な中学校を目指していただきたいと思いますので、是非中学校自身の教育方針ということでございますが、これはもしかしたら、校長先生や教職員の方々、現場の方がお決めになることかも知れませんが、教育長ご自身がどのような鞍手中学校をイメージされているのか、またどのような教育方針を持っておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

教育方針は、先程田中議員がおっしゃったように、これは校長が決めるものです。職員と年間計画の中でこれを作っていくわけですが、私にそのところの方針をちょっと聞かせてくれということでしょうが、なかなか難しい。と言いますのは、私個人の意見だったらいのですが、教育委員会の私は5人の中の1人でございます。

やはり、教育委員会制度というものを最大限に出しています。今の情勢の中で制度改革が直ぐそこまで迫っておりますけれども、守っていかなければいけないなと思っておる制度でございます。

そのところをどかして、個人的な見解でよろしいから述べよと言われたら、一言で言うなら落ち着いた学校、子どもが安心して通える学校、そして平凡なことがきちんとできる学校、凡事徹底といいましょうか、そういうようなことに尽きるのかなと思っております。

私も勘違いしていましたが、部活動で名を上げるとか、進学率で名を上げると言っても、それは全員ではないのです。必ず勉強が分からない、部活動に付いて行けないとか、みんなの集団に付いて行けないという子がおりますから、そういう子が安心して学校に行きたいなと、そういうように言えるような学校を目指したいなと思っております。

いまここには、南北両校長が、もう来年度の教育方針の叩き台を作っているところです。ちょっとご紹介いたしますと、教育目標は、自ら生きる力を育み、人間性豊かにたくましく

生き抜く生徒の育成、これを上げております。

そして、教育方針として、人間尊重の精神を基盤とした豊かな感性を育てる教育を大成する。また校長が明示する学校教育目標の達成に向け、全教職員が機能的、協働的、創造的に教育活動を行う組織体であることを自覚し、職務の遂行に努めると共に、地域に開かれた学校を目指すと、こういうふうに、いま叩き台が出来上がっております。

来年の開校までには若干時間がありますから、教育委員会と学校教育に直接携わっておられる教職員の皆さん方と合議を重ねながら、これを練り上げて行きたいなというふうに思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

中学校の教育方針というものが現場サイドで作られるということを聞きまして、ちょっと安心をいたしました。行政サイドの方、若しくは教育長、教育委員会等々からの押しつけで、学校の先生方が非常にフットワークの悪い状況になれば、ちょっと問題かなと思っておりましたので、敢えて質問をさせていただきました。

現場サイドで、先生方の方で教育方針を決めて行くということで、是非鞍手中学校、今後とも落ち着いた雰囲気のある素晴らしい学校にしていきたいというふうに思っております。

ところで、鞍手中学校があのような場所と言ったら失礼かも知れませんが、今度新中学校として移転をいたします。

そうしますと、今後人口増加の偏り等々が大きくクローズアップされてくる、そういう状況も考えられます。

先日の新聞で報道されていましたが、本町は消滅自治体という非常に不名誉なことが上げられておりました。非常に残念でたまりませんが、これを回避するためにも、鞍手町全体の地域人口を考える必要がありますので、いま鞍手町に何がないかというと、グランドデザインがない。グランドデザインに則って、今、小竹や宮若はその計画に沿って着実に町の未来に向けた、計画に沿った歩みを進めている。

先程も申しましたが、中学校が魅力的な中学校になればなるほど若い人達が鞍手町というところに目を向けていただくということも十分に考えられますので、そういう学校づくりと、そして、その地域に人口が集中しないように、そういった形のグランドデザイン、これは可及的早急に作るべきではないかなというふうにも思いますし、逆に、例えば西川方面、新延、永谷方面等々に人口が増えれば、その部分にまた中学校、小学校を作っていくのだというぐらいの、町に対する推進力、こういうものも進めていただきたいと思います。

その核には、必ず鞍手中学校の魅力というものが、まず足がかりになるというふうに私は強く感じておりますので、是非そういうところを十二分にご配慮いただいて、今後の計画に沿って進んでいただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、今度は中学校の子ども達の学力が向上するには何が必要かといいますと、今度

は小学校の学力が向上するというふうなのは、これは誰が考えても分かることでございますので、次に、小学校の設備に関するご質問をさせていただきます。

先日、小学校の保護者の方から、校庭の足下が非常に悪い、何とかしていただけないかというような相談を受けました。そこで、各小学校の現状を視察させていただきました。

確かに雨の日には非常に足下が悪いと思わざるを得ないような状況であるというふうに思います。

体育館の周辺や、児童が登下校時に利用する敷地内の状況、これを教育長はどのように把握されていますか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

小学校の校庭の状況により、異なりますけれども、特に南小学校、北小学校、古月小学校については、ご指摘のとおり窪み等があります。現在は必要に応じ補修をしている状況であります。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

各小学校は子ども達が通学して勉強するところだけではないのですね。これは被災時に避難所になるわけです。非常に体育館や校舎の周辺等々の足下というのは、教育長は見ておられるから分かっていると思いますが、毎年、毎年砂利を入れて、そしてそれを修復している。

これを誰がやっているのかという話ですが、聞くところによると教職員の方がやっておられるというふうにも聞いております。

避難所として使う時は、これは大雨や地震の時であって、また避難者の方が利用される時に非常に利用がしづらい。そういうことは簡単に予測が付くことであります。

避難してきて、さあ安心したと思ったら、今度は足下が悪くてまた不安になる。子ども達は雨の日に通学しなくてはいけない、親はあんな足下で転ばないかといって心配しなくてはならない。そういったこと等々が回避する必要があると、そういうふうに思います。

従って校庭内の舗装を提案したいと思いますが、教育長はどのように感じますか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

校庭内の舗装につきましては、各学校の状況を調査しまして、必要に応じ舗装等の整備を検討いたします。

基本的にはこういうことですが、裸足で走り回っても大丈夫というようなグラウンドでないと、また校庭でないといけないかなと思っております。全部ベタで舗装するというのは、私は考えていませんが、議員のご指摘のように、いざというときに足を取られたり、しょっ

ちゅう門扉が砂利で詰まったりということでは困ります。そういうところにつきましては、調査の上、早急に修理をしていきたい、補修をしていきたいというふうに考えています。

なお、教員がやるということについては、私はどんどんやれというふうに思っております。教員は、汗をかくのを若い先生は嫌がっていますが、昔はみんなエビジョウゲで、職員、生徒が全部工事に携わったわけでごさいます、少々の凸凹は原材料費を各学校に配置していますものですから、それで上手くやりなさいというふうに言いたいと思います。

但し、それと先程議員がおっしゃったのは別でごさいます、必要などころについては早急にやって行きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

可及的早急に前向きに検討すると、尚且つ対応もしていくのだというふうに受け取ってよろしゅうございしますか。教育長もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

おっしゃるとおりです。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

急にそのように言われましたので、どこを言っているのか迷っておりますが。

足下の話をいたしましたけれども、明るい時だけに避難して来たり、昔は小学生というのは明るい時にしか子ども達はいなかったのですが、いまはクラブ活動やミニクラブというのでしょうか、そういうもので体育館を使ったり、避難といっても大体夜が多いというふうに思っております。

そういう方々が暗い状態で使うのではなく、防犯上も考えて、必要に応じた校庭内の街灯の設置ということも必要ではないかなと思っておりますが、これも合わせてご提案をしたいと思しますので、どのようにお考えなのかをお答え下さい。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

各学校の体育館等の入り口付近に、センサー付きのライトが設置されているところが殆どでございます。夜間の利用者につきましては、これは社会体育関係の利便性を図る意味で設置しております。

今、言われますように、避難時の安全の確保ということが、これで果たしてできるのかは、

学校により状況が異なりますので、関係者と協議をしながら対応を進めて行きたいと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

いま、小学校の利用というのは夜等も非常に多いです、まず校門から体育館や校舎に至るまでの距離というのもそれぞれ違います。

そういう意味において、非常に街灯の設置、足下の確保というのは必要ではないかなというふうに思っておりますので、これも積極的に調査していただいて、前向きに対応をしていただきたいというふうに思いますし、街灯の設置というのは、平時においては防犯上、非常に効果があるというふうにも考えておりますので、是非よろしく願いいたします。

先程、教育長は、凹みに砂利をまくことを教職員の方がやっている、と、どんどんやれという考えがあるというふうにおっしゃっていましたが、教職員の手を煩わすようなことは、僕は極力なくなった方が、教員の方々が教育活動というか、そういう指導に時間を割くことができ、望ましいのではないかなと思っておりますので、校庭の調査をする時に不必要な樹木、これもこの際、一気に整備すべきだというふうにも思います。

見通しのいい校庭が防犯上求められているというふうに私は理解しておりますので、そういう見通しの利かないような樹木等の整備ということについても、伐採等を含めて検討をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしまして、小学校の校庭の舗装につきましては、先程、前向きに検討していただけるということでございますので、強く期待をいたしまして私の一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

次に、11番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

通告に従いまして2点について質問をさせていただきます。

先程の質問とも若干被るところもあるかも知れませんが、お答えいただきたいと思います。

まず、公共施設の除草、剪定工事についてですが、毎年町では老人対策事業として学校や保育所、それから公民館等の除草、それから剪定工事等を行っておりますが、毎年やっているとところが一緒に、特に剪定工事につきまして、先程樹木が大きくなり過ぎてというお話もありましたが、同じ箇所だけずっとして、ここをやって欲しいという所が何年もほったらかしになっていて、そのうち大きくなり過ぎて手がつけられないようになっていて、状況もあるわけです。しかも除草工事についても、ここはほとんど草が生えてないのに同じ箇所の除草工事が出ているというような所もあります。

私は以前議案質疑の中でこの老人対策事業、これは各施設の管理者、それから、そこで働

いている方等によく話を聞いて、その都度、その年に見合った工事を発注すべきではないかと。そういうふうにして下さいというような質問をしたことがあるのですが、管理者、従事者の意見、要望等について聞き取りは行っているのかどうか。行っているとすればどのようにされているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

事務的なことですので建設課長に答弁をさせます。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えします。現状としましては建設課から各施設の管理者等に対して直接要望等の聞き取りはしておりません。各課施設の担当者から要望等があれば予算の範囲内で対応しておりますが、要望等がなければ前年度と同じ工事内容で発注しております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

私は以前議案質疑の時に聞いた時に、それは要望を聞いていきますと言われていたのですよ。しかも、例えば学校で言えば、そこするよりもこっちの方がいいのだけれどもという話があるわけです。以前別の議員が剣南小学校のカイヅカが大きくなり過ぎて、あれを何とかせいというようなお話もあったのですが、例えば2年に1回だとか、1年に2回しているところもあります。それを1回に減らして、この分の予算で他の木を扱うということにすれば、今の予算の範囲内で整備されていくのではないかと。今ニュースでも街路樹が倒木しているとかというのが最近聞かれますが、余り大きくなり過ぎたら、今は青々として元気になっているものも、いつ倒れるか分からないという状況もあるわけで、今後、各施設の管理者等にこちらから聞いて、ここの除草工事、剪定工事、この箇所をやりたいがどうかというような話を逆に聞いて、要望がなければほったらかし、前年度と一緒にではなくて、そこは毎年確認をするべきではないかと。特に来年から中学校を統合して、鞍手中学校が出来て、鞍手北中と南中がなくなるわけで、あそこをどうするかと。避難所にはなっているのですが、あの施設をどうするかというような委員会も出来ますが、そこをそのままにしておけば避難所なのに草ボウボウになって、木は生え放題というような形にもなってくるわけです。また、学童保育も北中の下の所にあります。中央公民館の端っこにもあります。後、福祉センターの所にもあります。そこの新しく出来た、学童保育ができて何年にもなりますが、新しくできたそのこの利用者の方の意見も是非聞いていただきたいというふうと思いますが、その点についてお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私もそう思います。凹と凸がきちんと噛み合うようになるのが一番無駄がないと思いますので、その辺のところは聞き取り調査を行って、鋭意取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

先程ちょっと触れたのですが、特に大きくなり過ぎた樹木については、1回大きなお金を掛けて何とかしないとまずいのです。その上で、その後の管理のことを今言っているわけで、現在大きくなり過ぎた木がたくさんあるわけです。南小学校、どこの小学校、保育所でもあるけれども、結局見積もりして、もの凄くお金が掛かるから、またそのまま放置されている。ただ、電線に掛かった時はそこだけ枝を落とすとか。よほど倒れそうな時だけ下から切るとかというような対応でしかないのではないかというふうに思いますけれども、今後の対策と現在の対応等についてお答えいただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えします。

大きくなり過ぎた樹木の枝の場合でございますが、議員が言われましたように電線に当たっている場合は、町道であれば建設課から九電やN T Tに連絡いたしまして伐採等の対応をさせていただいております。それが県道の場合であれば、建設課の方から管理者である直方県土整備事務所に連絡を行いまして対応させていただいております。

また、倒木等につきましては、昼間であれば職員等で対応出来るのですが、休日や夜間の場合は主に警察から役場や直方県土整備事務所を通しまして、各道路管理者に連絡が入るようになっていきますので、町道の場合では建設課の職員で対応いたしておりますが、職員で対応出来ない場合は業者の方に依頼しております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

その点については分かりました。先程言いました倒木のニュースとかあって、青々茂ってとても倒れそうにない木が急に倒れてきたとかということもあるわけで、一度調べてもらうとか、調査した上で今後どうしていくのかということも考えていくべきだと思いますが、その点についてお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

一回調査をさせていただきまして、漏れがないようにやって行きたいと思います。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

それについてはお願いします。

ちょっと戻るのですが、限られた予算の中で、先程町長が言われた凹と凸が噛み合わないといけないということは当然のことであって、もう鞍手町もふんだんにお金があるわけでもないし、限られた予算の範囲内でどれだけ効果を表すかということが必要だと思いますので、その点については徹底していただきたいと思います。

それと先程、学童保育の話に触れましたけれども、学童保育があつて、町長は先程補助金等を出していると金額も言われましたけれども、学童保育自体は公設民営なのです。公ですから町が建てて、運営の方はその運営委員会等でやっていくというような状況なのですが、その整備についてはどうなのですか。例えば草が生えているとか、木が生い茂るということについての管理についてはどこが、どうするのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

行政の方ではやってないみたいで、各学童保育の方でやっていただいているという状況でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

ただ、北中で言えば老人対策事業の中に入っていると。中央公民館にしてもそうです。先日、ちょっと学童保育の先生の方からお話を聞く機会がありまして、そこはちゃんとしたツツジとかあるけれども、その他に竹とか草とか生えて、何時も蜂の巣が出来ると。その草刈りをしたいけれども、運営委員会が自分達でボランティアでするわけにもなかなか出来ないし、お金も限られている。それに使うような予算はないと。だから土地も施設も公のものなのに、草刈りとかというのはそこでやってくれという話になるのでしょうか。そこは町が責任をもって環境を整備する必要があるのではないのでしょうか。それについてはどうですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今、宇田川議員の質問ですが、ちょっとお時間をいただいてよろしいですか。ここで私がしますというのも予算的なものもいろいろありますし。ただ、言えるのは公の施設でもあり

ますし、危険を伴ってはいけませんので、善処したいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

話がずれて申し訳ないのですが、そういうことで誰がどういうふうにするのかということで、小学校の草刈りもそうですよ。例えば運動場の中というところは地域の方やPTAとかが出てきて、ボランティアでやっているところもあるわけです。自分達の中で出来る分はやりますが、それ以上のことについては是非町として管理していただきたいというふうに思います。

次に、障害者等の安全通行確保について質問をします。

今、電動車椅子、バイクみたいな時速10キロ出るか出ないかくらいの乗り物で、足が悪いからとか、手押し車で歩行するだとか、いずれにしてもこれは歩行者になると思いますが、歩行者で言えば歩道を通るということになります。

ただ、歩道自体が狭い歩道がたくさんあります。中学校の統合で通学路の安全確保で歩道を拡幅したりとか、いろいろやっておりますが、それに入っていない所もあると思うのです。

その狭いままでも草が生えて通れない。それから溝蓋がゆがんでいて通れないかということがあると思います。それは恐らく建設課で逐次対応していただいていると思いますが、しかしそこについては、ある程度定期的に点検する必要があるんじゃないかというふうに思うのです。

それと、歩道によってはフラットな歩道から段差というか、斜めになってあと真っ直ぐな歩道、これはなんとかいいとしても、斜めになっているところがある。坂があって、歩道を通る時に、歩道自体が右が高くて左が低い、車が出られるとかという形なのです。そういう時に電動車椅子とか手押し車で行く時には斜めになる。そうしたらそこに転倒の恐れもあるし、車道に出ていく可能性もあるということですから、ここは何とか改善する必要があるのではないかと思います。

町としてそういう所がどこにあるのかということをも確認する必要があると思います。直ぐに整備するというわけにいかないとは思いますが、折角通学路の安全整備をやっているところですから、そういうものも一緒に点検していただきたいなというふうに思いますが、お願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今、昨年から中学校の統合に向けて歩道の整備を随時行っております。今、議員がおっしゃるように、例えばそれが乳母車だったら、こけでもしたら赤ちゃんが飛び出て事故になる可能性もございます。

まず、そういう場所、危険な場所を今中学校の歩道の整備をやっていますので、それと同時に並行で、危険な場所を調べまして、順次優先順位を決めて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

本当に身近なことでするので、その都度対応をしていただいてはおるのですけれども、そういうことも是非小さいことと思わず、重視していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日10日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日10日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 14時35分

平成26年鞍手町議会第4回定例会会議録（第3号）						
	平成26年 6月11日					
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成26年 6月11日 午後1時00分				川 野 高 實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成26年 6月11日 午後2時30分				川 野 高 實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊 井 照 明	出 欠	1 1	宇 田 川 亮	出 欠
	2	須 山 由紀生	出 欠	1 2	岡 崎 邦 博	出 欠
	3	星 正 彦	出 欠	1 3	栗 田 幸 則	出 欠
	4	一	出 欠			
	5	田 中 二 三 輝	出 欠			
	6	原 哲 也	出 欠			
	7	川 野 高 實	出 欠			
	8	須 藤 敏 夫	出 欠			
	9	久 保 田 正 之	出 欠			
出席 12人 欠席 0人 欠員 1人	1 0	武 谷 保 正	出 欠			
	会 議 録 署 名 議 員	1	熊 井 照 明	2	須 山 由紀生	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会事務 局長補佐	武 谷 朋 視	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	白 石 秀 美	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	森 茂 樹	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進 課 長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権 課 長	鯨 坂 健 二	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	税務住民 課 長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康 課 長	長 友 浩 一	出 欠
				福祉人権課 福祉高齢者班 班 長	守 田 純 子	出 欠
				福祉人権課 児童人権班 班 長	中 岡 博 幸	出 欠
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
付 議 事 件		別 紙 の と お り				
会 議 経 過		別 紙 の と お り				

平成26年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月11日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第40号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第2 議案第41号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第42号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第43号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第44号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第45号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第46号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第47号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第48号 平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第49号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成26年度固定資産税の課税免除
- 日程第11 議案第50号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）
- 日程第12 議案第51号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年6月11日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第40号 過疎地域自立促進計画の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回、新たにコミュニティバスの整備事業として過疎計画に上げているわけですが、毎年言われています総枠があると思うのですが、その中に入っているのか、また見通し等はどうかしているのかというのを教えてください。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今回、コミュニティバス等の整備事業として計画の内容を追加させていただきましたけれども、本年度の国の過疎債の枠としましては3,600億円というふうになっております。これは、当初予算ベースで比較しますと、平成25年度が3,050億円で、昨年より550億円増となっております。

ただ、平成26年4月1日から過疎法の一部が変更されまして、全国の過疎団体は775団体から22団体増えまして、797団体となっています。今回22団体増えましたことに伴いまして、各団体からの要望額も当然増えることが見込まれますけれども、まだ実際に要望額は出ておりませんので、今、現在のところは何ともお答えすることができないところでございます。

今回の追加した自動車のコミュニティバス等の整備事業につきましては、今回、一次要望には間に合いませんでしたので、これは二次要望という形になる予定です。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

二次要望が9月だったと思うのですが、これは来年度から使用するバスということですので、それには間に合うということで確認していいですか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

はい、これは来年度の中学校統合の開始に合わせまして、２７年の４月１日までには整備するように進めてまいります。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○１２番 岡崎 邦博君

今のところですが、過疎債は過去に要望したけれども２割ぐらい削られて、最終的には予算を減額した経緯もあります。そういうことがないように祈っているのですが、もしもそうなった時には、町が単費ですということになるのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

いま、岡崎議員がご指摘のように、過去これまで過疎債を要望して、満額は付いておりません。その度に優先度を重視しながらこの事業には取り組んでいますので、２６年度につきましても要望はしておりますけれども、当初予算では４億２，７６０万円要望しておりました、今回の補正の分では、４，９２０万円というふうになっていますけれども、万が一、例年のように減額ということになれば、この事業の優先度を重視しながら事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第４０号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第４０号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第２ 議案第４１号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第４１号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第４１号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第３ 議案第４２号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

項目別に質問をさせていただきたいと思います。

まず、本条例は報酬等を定める条例というふうに理解しておりますが、その設置条例というものは必要ないのか、その辺を教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

今回の議案の参与という職は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定してあります非常勤特別職であります。なので、敢えて設置条例は作っておりません。

今回の条例の一部改正で対応しております。詳細は、資料としてお配りしております、鞍手町参与の設置に関する要綱案で規定しています。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

次に、職務内容についてお伺いしますが、一般的に参与というのは相談役というふうな意味合いで使われていることが多いというふうに理解しておりますけれども、この非常勤の特別職参与という形で上げておられますが、どのような職務を予定されているのか教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

いま予定しています職務内容は、今まで通りの町民相談室鞍手のとびらと、専門的な知識から防災関係は引き続き担当していただき、その外にも町長の要請に応じて重要な政策の推進に関与していただくことになります。

いま、現在予定していますのは、鞍手のとびらを担当してもらっています嘱託の方を予定しております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

そうしますと、鞍手のとびらで今行っている相談業務という内容と、防災関係という、そういうふうな職務内容であるかのように聞こえるのですが、あまり変わらないというふう

に思いますけれども、今回、参与という職位を与えたのはどういう目的なのですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

目的といたしましては、平成25年6月から鞍手のとびらを開設しております。その時に相談者の方から嘱託職員が対応することに対しての意見が多数ありました。

また、嘱託職員という身分では対応しがたいものもあり、位置づけには見直しが必要ではないかと検討を行いました結果、町長直轄であります特別職の位置づけが必要と判断して、今回の条例を上げさせてもらっております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

そうしますと、副町長との違いということになってくると思うのですが、その違いを教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

副町長は事務方のトップでありますので、今までどおりの内部事務を行っていただきまして、特別職の参与は、町長の政策実現のため専門的な知識や経験、見識に基づいて町長の助言の求めに応じるとともに、円滑な政策運営を推進するために設置いたします。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

今度は、報酬の関係についてお伺いします。

近隣市町村で、この参与という職位を設けている自治体等があるのか、ないのか教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

近隣というわけではありませんが、福岡県内におきましては久留米市、飯塚市、大任町が参与という職を設置しております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

報酬についての具体的な、ここ示されている数字が出ているのですが、その計算基礎と

いうのはどのようにしてこの数字がでたのか、それを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

参与の月額３２万円という基礎は、町長の直轄の職位と職責を担い、町政の重要な事案に携わることから、課長相当職の再任用職員給与の単価が３１万９，１００円と、課長職である６級初号の単価が３２万６００円等を考慮しまして、月額３２万円といたしました。

また、近隣の自治体で防災担当として再任用されている消防ＯＢの方の金額が２５万７，６００円であり、当町は防災担当と、鞍手のとびらを兼務してもらう予定であることから、月額３２万円が妥当であると判断いたしました。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○１１番 宇田川 亮君

主には、鞍手のとびらというふうに言われていますけれども、まずは、勤務形態はどういうふうになっているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

原則として週５日の範囲内で、町長が定める日としております。勤務時間は、休憩時間を除きまして、原則として午前８時３０分から午後５時までの３７．５時間を予定しております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○１１番 宇田川 亮君

提案説明で、専門的知識と経験及び見識に基づいた助言、指導を得るためにということなんですが、その前に、町長が掲げた政策実現のためというふうに言われているのです。

全て専門的知識を持っている方ではないと思うのですが、具体的にどのような政策を実現するために置かれるのかというのを教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

具体的にはというと、私の政策全般に亘ってと認識して下さい。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○ 1 1 番 宇田川 亮君

全般に亘ってということですが、今までどおりでは駄目なんですか。

副町長がいてということなんですが、提案説明で専門的な知識と経験、見識に基づいたということですが、町長が掲げた政策を円滑に推進するためにどのような役割というか、本当に専門的知識を持っているのか、誰になるのかは聞いていませんが、どういう助言なりをその都度聞いていくのかとか、その辺が見えないのです。

今までのやり取りを聞いている中では、鞍手のとびらを担当して、防災の担当もやると。

最初の提案説明と何かちょっとずれているような気がするのです。ですから、その辺を本当に町長が掲げた政策を円滑に推進するためにどういう役割を担っていくのか、具体的にどういう仕事をこなしていくのかというのを教えていただきたいのです。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

私が町長にならせていただきまして、企画財政課を2つに分けて政策推進課と、地域振興課と分けさせていただいたのもその1つです。要は、いろいろなことに取り組みをやっておりまして、原課の方で若干人手不足のような状況下にもなっております。

地域振興課においては、s gとかいろいろなことを進めておりまして、そういう原課にいろいろな、今までは直接町民の方からのクレーム、建設課、総務課、いろいろなところにクレーム等がございました。

そのクレームを原課で対応するとなると、どうしても課長が1日、2日時間を取られたりとか、職員がそれに時間を取られるということで、いま、私がいろいろとたくさんことを申しております。政策を推進していく上で、人手不足にもってきて、更にそういったクレーム処理に当たるとなると、なかなか政策が先に進まないということもございまして、私は昨年鞍手のとびらを作って、そこにクレームを集中させて、いろいろな要望、若しくはクレームをそこに集中させると。そして原課は私の政策を進めるという役割分担を担っていただきました。

その、鞍手のとびらをやっているところ、町民の皆さん方はクレームを、最初は原課に来られるのです。そしたら向こうにということで、鞍手のとびらにお通ししたら、なんで、向こうの身分は何かというような問い、そういったクレームもございました。

なんで原課で対応できないのかというようなクレームもございました。そういったことも踏まえまして、町長直轄のクレーム処理、若しくは要望を聞くといった意味を込めて、参与ということのを設けたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○ 1 1 番 宇田川 亮君

何となくですが見えて来ました。

もう一つは、町長の直轄ということで、クレーム処理に当たるにしても、役職がなんかということで、それだけ責任があるということでクレーム処理に当たれるわけで、ということは責任ある回答ができるということになって来るのです。

としたら、町長直轄なんですけど、例えば副町長と比べてどの位置にあるのかとか、どちらがどういう命令系統といいますか、総務課長とどの立場にあるのか、どっちの言うことが本当なのかみたいな、そこがちょっとよく分からないのですが、その辺について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

組織的には、まずフローチャートからいきますと、町長がいまして、それから2つに分かれます。副町長がおりまして、副町長の下に課長がいまして組織になっていくと。

こちらには、もう一つ直轄の参与という形で、ただし参与は課長とか、いろいろなところに対しての命令権限というのは持たせないということにしております。分かりますかね。

フローチャートでいきますと、町長があつて、それから2つに枝が分かれて副町長と参与をおきまして、組織図的には、副町長の下に課長以下ずっといるというような指揮系統になっております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

とすれば、直接分かれているわけですから、直接課長とか、他の職員等に指示を出さないということですね。だから、参与自体は町長との関わり、こういうことはこうですよと。

じゃあ、クレーム処理に対して、こうしますというふうには言えないと思います。そうするように町長に話して来ます。そこから対応しますと、ぐるっと回るような、直ぐ処理できるというような形にはならないじゃないかなというふうに思うのですが、最後にそれだけ教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

宇田川議員のおっしゃることはよく分かります。ただ、私がじゃあ矢面に立って、1回、1回全てクレームを対応できるのかといたら、そうではございません。

そこで1回、鞍手のとびらの参与で受けていただいて、それを私に進言すると。そして私のところへくれば、今度は私が、指令系統は今までの従来どおり副町長から原課の方に行くという指揮系統を考えております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○ 1 2 番 岡崎 邦博君

いくつかの項目に分けて質問させていただきます。

先程も職務についての質問がありましたけども、その答弁の中で、鞍手のとびらと防災とその他の重要な施策についてというような答えがありました。

また、一方で施策全般というような答弁もありましたけれども、そういうことになれば、最初はとびらと防災が強調されていたけれども、町政に関わる全てのことについて参与が関わって来るといようなことになるのかどうかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

全てに係わるというか、基本的には町民の皆さん方からのクレーム、それとか要望、それを町長に進言すると、その辺は変わってないかと思えますけれども。

岡崎議員が意とするところがちょっとよく分からないので、もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○ 1 2 番 岡崎 邦博君

答弁の中で、その他重要な施策に係わるということで、クレームの処理というような答弁はなかったのです。その前も町長の政策全般という答弁もありました。

具体的な施策を実現するために置くのかという質問に対して、町長は政策全般についてというようなお答えがありましたので、今までの中では、そこまではクレーム処理についてというような答えもありませんでしたし、政策全般に係わって来るといようなことが強調されていましたので、町政全般に対して参与が係わって来るのかなというように思いましたのでお尋ねをしているわけです。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

クレームいかん、若しくは要望いかんにおいては、私のところに上がって来た内容においては、当然行政としてはいろいろなことに関わりがありますから、全般という言い方になるかと思えます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○ 1 2 番 岡崎 邦博君

鞍手のとびらを開設して、町民の方のクレームまたは要望を聞く窓口を作ったということでは凄くいいことだと思います。そして、そういう要望を受けて各課にそのことについてどう対処していくかといういようなことで、円滑な運営を図るということはいいいと思うのですが、

その身分について、それを参与でしなければいけないのかということになるわけです。

私自身は、一般職の職員が寧ろそういうものに、半年なら半年とかというようなことであって、町民の方と直接話をする機会として捉えるというようなことで、私は寧ろそちらの方が有効ではないかなと、わざわざ参与を、という役職が必要なのかどうかというような思いがあります。

それはそれとして、そういう参与を置いた場合に権限、責任、先程もちよつと責任というのがありましたが、その職務に対する権限とか責任はどのようになっているのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

クレームとかの処理におきましては、やはり私は囑託職員という肩書きでは如何なものかなという思いが一点ございました。

もう一つは、職員で対応したらいいのではないかとということも岡崎議員がおっしゃいましたが、私の人材投与といたしますか、この人だからできるのだという部署に私はその人材を持って行きたいという思いがありましたから提案をさせていただきました。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

鞍手のとびらというのは、要するにクレームを処理するというか、受け付けるわけですね。どういうクレームがあって、住民の方達がどういうことで不便を感じているとか、というようなことだろうと思います。または要望があって、こういうことに対処して欲しいと。

だから、そこで解決をする訳でなくて、先程の答弁の中にもありましたように、各関係する所管に持ち帰って、その所管が処理をするわけですね実際問題としては。ですから、そういう参与というような町長直轄の、ある程度重たい役職が必要なのかどうかということで尋ねたわけですが、先程の私の質問の権限と責任についてはどのようになっているかということをもう一度お答えいただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程から申しておりますように、権限はあくまで私に進言するということでありまして、課長に命令指揮というのは存在いたしません。

1つは、相談、クレーム等に対して、クレームの中には悪質なものと思われるものも多々ございます。これらのクレームが不当要求に発展させないための初期対応、クレームというのは最初の初動というか、初期対応というので針小棒大になることもあれば、そこでさっと収まることもあると、これは私の経験上でありますけれども、そういったことも踏まえまして設けたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

答弁の中では殆どクレーム処理の方みたいな答弁になっていて、その専門知識、経験、見識に基づいた助言、指導というような、また町長が定める重要な事項を所掌するというのとはちょっと、答弁からするとかけ離れてきているのです。

それで、その辺をもう一度分かりやすく説明して欲しいと思います。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

先程来クレーム処理のということでございますが、クレームを処理する上では、いろいろな知識、経験、見識が必要であると思います。適切に対応するにはですね。

そのための識見、見識、経験をもった方というふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

次の項目についてですね。鞍手町では管理職連絡会議というのがあります。一般的に庁議と言われている会議ですが、これについて町政の重要な事項を効率的に遂行を図るためというようなことで、副町長が主宰をして月に2回会議をやっているわけですね。

いろいろなクレーム、重要な不当要求のあるクレームとかは、重要な施策についても、こういった庁議の中で審議をしたりだとかというようなことも過去にもあったのではないかなというふうに思うのですが、その参与の方1人と町長で解決するというよりも、こういった今まで従来にある庁議を生かしながら解決していくという方法があるのではないかなと思いますが、その辺についてはどうですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

岡崎議員、私はいろいろなクレーム、この1年間、設置いたしまして丸1年ですか、毎月鞍手のとびらの担当者の北村さんの方から、毎月ごとにこういう要望、こういうクレームがありましたという報告を受けております。

その中においては、ここではあまり言えないのですが、いろいろな、かなり厳しいようなクレーム等々もございます。

これは、やはり先程も申しましたように、初期対応によってはすんなりと収まることを狙って、私は設けたいとそのように思っております。

何度も言いますが、職員でもいいではないかということですが、私は、この方だからできると、そして、原課は原課で、私が当初掲げております政策をどんどん進めていきたいとい

う思いがありますから、この参与を設置したいということでございます。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

クレームはどういうクレームがあるかは分かりませんが、例えば、それが事業、要するに予算が関係するような解決になるというようなことになった場合に、当然、原課との話し合いというようなことにもなるでしょうし、それは先程言うような庁議、そういったことに諮った上で、最終的には予算も計上されていくのだろうと思うのです。

その参与の方が、そういったクレームを処理するために町長に進言し、そしてじゃあ予算の執行が必要であるというような場合になった場合に、その町長直轄の参与の意見の方が強くなって、所管の課長または副町長の、それは必要ないのではないかと、いろいろクレームとして上がってきても、それは町としては取り組めないのではないかとというような場合になった時に、当然どちらかの意見を優先するようになると思うのですが、さっきの副町長と組織、または参与と町長のラインということになりますが、どちらを優先されるようになるのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

予算が絡むというのは、今までにはなかったのですが、もし仮にそういったことがありました場合には、私が参与から進言を受けて、それを2週間に1回課長を集めて庁議をやっておりますが、そこで揉んで行うということは、通常業務といいますか、通常行政業務というのは、今までとは何ら変わりなく行っていく予定でございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

決裁についてお尋ねをします。

鞍手町は事務決裁規程があるわけですが、先程言いましたように町長と直轄という形になっているので、クレーム処理するために、ひょっとすれば決裁が必要な事案も出て来る可能性があるわけです。ということは、原課の者、要するに課長、副町長を飛び越して参与と町長だけで決裁をするというようなことにはならないですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程から申していますように、要は参与が私のところに上げてくれば、後は行政システムとしては今までどおりで、私を先頭に副町長、原課の課長に流れていくやり方ですから、全

く参与がいきなり副町長若しくは課長、それ以下の者にどうのこうのなんていうことはありません。

流れとしては、あくまで私にすれば、私がそれを判断してどのように部下を動かしていくのかという意味においては、今までの行政システムと何ら変わりはありません。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

決裁を直接参与がするということはないということですが、ある事案について参与から町長に直接進言されれば、原課の課長は町長からの指示で動くということにはなるのでしょうか、今までとは違って、原課から上がって来るというよりも、上から下に流れて行って、こういうことをしなさいというふうな、先程、指揮命令ということがありましたが、要するに町長からの発議というか、そういうことでことが進むということもあり得るという判断でいいわけですね。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

全てがそうとは言いきれないと思います。私があくまで進言を受けたら、それは当然のことながら、私は何時も課長等に言っているのですが、当然法律、法令、若しくは条例に則って、それを逸脱するようなことは駄目ですよということとはきちっとしております。

ですから、私が聞いたから、トップダウンで全てが流れていくのかといたら、決してそうではございません。私も人間ですから、当然間違いも何処かで起こすかも知れません。ですから、当然のことながら副町長にも相談していますし、庁議のときに原課の課長を集めて、みんなどう思うねという形で、きちっと討議をやって、そして、そこで揉んで決めていっております。

そういう意味においては、現在の行政システムとは何ら変わりはありません。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第42号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第42号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第43号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回、税条例の一部を改正といっても、いくつか中身があるわけで、これについて具体的に、提案説明のときには項目としては触れていましたが、具体的にもう一度、どういうものが、どういうふうになるのかというのを、分かりやすく教えていただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

お答えいたします。

いま議員が質問されたように、今回の分は、大きな項目としては先日の提案説明の中で触れた部分でございます。

項目として上げますと、順番に行きますと、法人町民税の税率の引き下げ、軽自動車税の税率の引き下げ及び重課税について。

それから、町民税に係る外国法人の事務所等の定義及び申告納付に関する法の改正に伴う条例整備。

直接本町と関係ないかも知れませんが、既存建物の耐震改修に係る措置に対する税の減額措置。固定資産税等における特別措置の延長等が今回の法改正の中で行っております。

すみません、軽自動車税については、私は引き下げと言いましたが引き上げです。軽自動車税につきましては引き上げ措置でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

それで、1つは町の税収がこれによってどうなるのかというのを、項目ごとに教えていただきたいのと、町民が全く関係ないよという部分はあると思いますけども、実際軽自動車税の引き上げだとかというのもありますので、それは勿論広報等で知らせていくのだろうとは思いますが、どうというふうに町民に知らせていくのか、町民に係わる部分について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

議員がおっしゃるとおり、この改正によりまして町の税収に及ぼす影響がある部分もございます。また、町民の方に直接影響のある部分もございます。

1つは、町の税収につきまして説明しますと、まず、法人町民税の法人税割の引き下げ、これは現在12.3%で法人税割を掛けているところを、今度の改正で9.7%に引き下げるということでございます。この改正につきましては、元々国が交付税を措置することの原

資の確保ということが一番最初に目的として上がっております。その中で法人県民税、法人町民税を引き下げると、その引き下げた部分、町民税では2.6%、県民税の方では1.8%の引き下げということで、合計4.4%引き下げるわけですが、この引き下げた分を国税として地方法人税という新しい税を作りまして、これは国が直接徴収をし、その部分を交付税の原資として、交付税の特別会計に国の方でいれるということになっております。

当然、法人の町民税等の引き下げになりますので、2.6%分下がります。これにつきましては、平成25年度の法人税割をもって試算した分ですが、鞍手町では、対象法人が合計で310件ございまして、これが12.3%の時でありますと8,612万円であったところが、これを9.7%にしますと6,791万5千円、差引減額としまして1,820万5千円の減額という試算になっております。

この1,820万5千円が地方法人税として、国の方が徴収する部分にあたります。企業としては、出すのは一緒ですが、引き去る場所が違うということになっております。

続きまして、直接今度は町民の方に影響がある分ですが、軽自動車税の税率の引き上げにつきましては、平成27年度分の軽自動車税から引き上げということになっておりますが、三輪以上の軽自動車につきましては、平成27年4月1日、来年の4月1日以降に初めて検査登録をしたものについて適用となっております。

ということは、平成27年3月31日までに購入された軽自動車につきましては、現在の税率がそのまま適用されるということになります。

この新しい分につきましては、これから先の購入分に係るものですので、それに係る税の増収という部分は、現段階ではちょっと算定ができておりません。

古い年式、古い軽自動車に対しては、また課税がされると、2割増で課税がされるということになっております。これは、初めて登録をしてから13年を経過した月の属する年度の次の年度、なにかややこしいのですが、簡単に言いますと、年度で言うと14年度を超したもののについては、概ね20%の重課税率が適用されるということになっております。

現在、本年4月1日で登録されている車で試算したところですが、これが28年からの適用になります。この28年に初めて適用になる登録軽自動車というのは、平成15年3月以前、年度で言いますと14年度以前に購入された車が対象と、28年の課税時期に2割の加算で課税されるという分は、平成15年3月以前に購入したものということになります。

この分に該当する車について、本年4月1日で算出したところでは、2割増ということになりますので、台数につきましては合計が1,859台で、自家用、営業用、貨物等がございしますが、合計すると現行の税額では1,126万6,200円。これが改正後の税率を適用しますと、合計で1,941万5,700円で、814万9,100円の増額というふうになります。但し、これはあくまで現在の対象の車が、その時までであった場合のことになりますので、その間に廃車等があれば、ここの部分の数字は減って来るということになります。

今回の条例改正で直接町に影響が出て来る、数字の握める分というのは以上のところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

とすれば、まず法人町民税については、国が別途法人から地方法人税という形で徴収して、その徴収した分を、今度は交付税措置すると。町の税収としては変わらないということではないですかね。

それで、交付税措置は何もかも一緒なんで、今試算された1,820万円、これが本当に入っているのかどうかというのも分からないですよ。ちょっとここはごまかしがあるような気もするのですが、そこはよく見極めておかないといけないと思っております。

それと、軽自動車税については、先程きちんとお知らせをという話をしましたが、特に関係があるのは、新車を買った時は、いまコマーシャルでもやっていますから大体周知はされているとは思いますが、古い車を持っている方は、そのまま持っているとしたら28年度の税金が20%上がりますよというようなお知らせはきちっとやっておいた方がいいのではないかなというふうに思っております。

もう1つ、耐震改修家屋については、全く関係ないのですか。それを教えてください。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

お答えいたします。

現在の状況で言うと、これは平成25年11月に建築物の耐震改修の促進に対する法律の改正ということがありまして、その中で、大規模建築物等で耐震改修等を行った場合は報告をなさいと、そして、そういうところについては、ちゃんと税制措置をいたしますということでありました。

大規模建築物等ということで、不特定多数の者が利用する大規模な建築物、例えば病院だとか、旅館等、地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する大規模建築物、それから都道府県が耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる建築物ということで指定がされており、今、税の措置がされておったところでございます。

今回、その部分に地方税も耐震改修促進税制について、国税に準じた措置を取りなさいということで、法人住民税、法人事業税等が対象となっております。

いわゆる、固定資産税での減免措置ということになっておりますが、最初の条件であります大規模建築物等というところと、それから耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物というところの条件で、現状で言うと、それに該当するものはないのですが、今後そういうことが出て来る可能性があるので、条例整備をしておきなさいということで、今回させていただいております。以上です。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

ちょっと補足説明させていただきますが、今回の法人税割が減額されまして、今度は国税に移るということでございますけれど、これにつきましては、地域間で財政力の格差があるというふうに国の方も考えておるところでございます、財政力の格差の縮小を図るということで、その大都市圏については法人税が多く入るところのものを、法人税の収納の少ないところに割り当てるといような措置になっているというふうに考えております。

以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第４３号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第４３号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第５ 議案第４４号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第４４号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第４４号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第６ 議案第４５号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第４５号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第４５号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第７ 議案第４６号 平成２６年度鞍手町一般会計補正予算（第１号）を議題

とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の11頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、11頁から14頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

12頁の電算管理費、社会保障・税番号制度システム開発委託料。

実際どういうふうサービス等、番号制度にするわけで、そのためのシステム開発ということなので、どういうふうにシステムを変えて、町民生活がどういうふうになるのかというのを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

このシステム改修費というのは、まず一番大きなシステム改修になりますのは、住民基本台帳システムです。その中に、1つ番号制によります個人番号という番号がもう一つ追加になるために、データベースの改修が一番大きな改修となります。

それに伴いまして、税務のシステム、生活保護、児童福祉システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、健康管理システム、国民年金システムと、全ての番号に係わるもの、社会福祉に関係するシステムが改修されることにより、この金額が上がっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

町民自身はそんなに関係ないと、だけど番号で管理されて来ることになって来るのですね。例えば、滞納があったりとか、これだけ税金を払っていますよとか、ここと、ここはいくら払っていますよとかというの、全部番号で見れば分かってくるような形になってくるのでしょうか。ということができてくると思うのです。

住基カードを持っていない方との関係というのは、何かありますか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

住基カードとは全く別のシステムとなりますので、いま、住基カードを持っていなくても、平成27年の10月から、ちょっとはつきり分かりませんが、運用開始になるのは1月からになりますので、1月になったら申し込まれば、住基カードをもっていなくても番号制度のカードは交付するようになります。

ゆくゆくは、住基ネットのカードというのは、番号制のカードが発行するようになりまして、住基ネットのカードというのはなくなる予定です。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

11頁ですけれども、一般管理費の中で、4節の共済費、非常勤特別職の社会保険負担金が43万4千円上がっています。これは、先程の42号の資料の中に社会保険等の適用ということで、雇用保険、健康保険等が上がっていますが、非常勤特別職の方にこういった社会保険等の共済費を充当付与しないといけないのですか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

非常勤職員であっても、常勤職員の勤務時間と勤務日数がいずれも4分の3以上があれば、これは、事業主は社会保険を掛けなければならいというふうになっていますので、この予算を計上しております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

次の12頁ですが、電算管理費のところです。

これは社会保障・税番号制度開発委託料が2,500万、先程もありましたが、上がっていますけれども、この事業は昨年12月の定例会の課室条例の改正で、電算関係とともに政策推進課の情報施策に関する分掌事務の取り扱いになっていました。

実際に、これは政策推進課がこの事業を行うのですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

昨年12月の定例議会で、岡崎議員が課室設置条例の一部を改正する条例のときにご質問いただいた内容が関連していると思いますけれど、議員がおっしゃるとおりですね、12月議会では電算機器の管理運営については、政策推進課で所管することとして説明しておりました。

今回、電算機器の管理運営については、12月以降に国、県の説明会に行って、番号制度の説明会がありました。その時に、やはり番号制度についてはボリュームが大きいということで、元のまま総務課で所管する方がいいのではないかという判断になりまして、その際、

課室設置条例との整合性がとれるかということになりますが、電算機器の管理運営につきましては、庁舎内部の事務によるところが大きくて、他課に属さない事務として総務課に位置づけることとしました。

対外的に発信する広報やホームページ等や、住民からの行政相談等、広く住民に対する情報施策としては、課室設置条例の改正どおり政策推進課が所管することとしております。

結果的に、電算業務については、議員がおっしゃるとおり総務課で所管することになりました。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○１２番 岡崎 邦博君

昨年の１２月の時にそのような指摘をさせていただきましたが、総務課の分掌事務としては、アからコの中 he 課の所管に属さないという事項に関することとして電算管理費も上げているようですが、ここにあるように、電算管理費自体がこの補正で１億５千万円あるのです。１億５千万円の予算規模があるものを、他課に属さない事項というような取り扱いでいいのかということになると思うのです。

１２月定例会の時に指摘をさせてもらって、それはそれでいいのですが、これはやはり他課に属さない事項という取り扱いの予算としては、規模としてはあまりに私は大きすぎるのではないかなというふうに思います。

今回の予算については、こういうことではないとは思いますが、しかし、やはり整合性を取る意味からも、もう一度課室条例について検討をいただいて、はっきりと電算システムと、それ以外の企画総合の情報というようなことで、以前は２つははっきりあったわけですから、そこのところも含めて検討していただければいいんじゃないかなと思いますが、如何ですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

お答えいたします。

議員ご指摘のように、昨年の１２月の定例会の中で課室設置条例が上程されまして、それと合わせて事務分掌規則も提示されたところでございます。

事務分掌規則は、１２月にお示ししたときには電算の情報システムは全て、政策推進課に行くというふうな答弁だったと私も理解しております。

今年の３月になりまして、そういった事務の見直しを行いまして、総務課に電算の係を置いているというふうで、これにつきましては、議員さん方にもそういった説明をせずに、そういった改正をしたということで、議会軽視ではないかと言われても仕方ないところだというふうには思っております。

今後、議員ご指摘のように、事務分掌規則、それから課室設置条例、適切な改正にするよ

うにもう一度見直しを行ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、14頁から17頁まで質疑ありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について、18頁から19頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

19頁 商工振興費の中の備品購入費について、中身を教えてください。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

商工振興費備品購入費の5,094万2千円の内訳ですが、これにつきましては、先程の議案でも説明しましたように、バスの購入費ということで上げさせていただいております。

バスの購入費につきましては、新中学校の開校に伴い、バス通学の対象になる生徒を安全かつ確実に通学させるために、36人乗りの小型バスを2台、そして14人乗りのワゴン車2台を購入するようにしています。

内訳としましては、36人乗りの小型バス1台2,047万円。そして14人乗りワゴン車1台500万円として見積っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

これについては、中学校の統合にともなって、遠くから大型バスが入れないところだとかというところを網羅していくのだろうとは思いますが、これは生徒だけなのでしょうか。

それとも、他も網羅していくような感じをしているのかどうかを教えてください。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

これは、地域公共交通でありますので、当然、一般の方も乗っていただく有料のバスでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

同じく19頁の8節 報償費です。バス事業者選定アドバイザー報償費として3万4千円が上がっていますが、具体的にはどういうことなのか、中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

現在、町が赤字補填金を出して運行委託しております、すまいるバス、これについては、今回9月末で期限が切れます。10月から新たに運行する委託事業については、運行事業者をプロポーザル方式で決定するというふうに考えております。

このために、学識経験者に選定委員を依頼するために、この報償費を上げております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

プロポーザル方式もいいのですが、バス事業者もある程度限られているから、その事業者について、手を上げてもらって、プレゼンして町で決めるという方法はなかったのですか。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

これまでの選定は単に見積、要は価格の安いところで決めておりました。しかし、今回町で購入するバスを一部貸与して事業を運行するということで、その安全性も含めて事業者に力を発揮していただきたいと。

特に、最近バスの事故が頻発しております。運転者の過酷な労働環境とか、或いは、賃金、福利厚生、研修や教育、事故への対応、こういうものを専門的な視点で判断していただきたいということもありまして、今回、専門家の方に1名お願いするようにしております。

選定委員は、今、地域公共交通会議で座長を務めております元福岡大学の公共交通の専門家の先生にお願いするように考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

一般的にだと思いますが、プロポーザル方式でこちらの要望を出して行って、例えば選定できたとするのと、向こう側の方から、こちら側の予め要望事項について、向こう側、事業者認識をしてもらった上で、プレゼンをしてもらい、各事業者と競争をするというようなことにした方が寧ろ事業費としては安くなるのではないかなという気がするのですが、そういったことで私は先程質問させてもらいましたが、その辺の認識については如何ですか。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

議員ご指摘のとおり、私どもは公共交通については携わっておりますが、例えば時刻の組み方1つにしても、やはり専門の交通事業者の視点とは若干違うところがあります。

今回は、一応仕様書としましては、時間的には私どもはこう考えておりますが、事業者としてもっと効率的に、そしてできるだけ安全にできる提案はないでしょうかということを当然求めて行きますので、これには、現在であれば交通事業者、周辺にJRさん、西鉄さん、それから今運行を委託している会社もございますので、それぞれの会社で、現在私どもが運行を委託している中で出たデータを差し上げて、これだけの人しか乗らないわけですから、こういう時には、どういう運行が一番効率的でしょうかということを当然求めて行きますので、それを評価するにはやはり専門家の先生のお力があるのだろうというふうに考えております。

金額についても、当然考慮するべきところではございますけれども、総合評価方式、金額とそういった諸々の事業者の提案を、より一番いいところを選ぶために、今回こういう制度を採用させていただくようにしております。

補足でございますが、最近国の指摘もございまして、金額優先で決めないように、できるだけその他の環境要因も入れて決めるような指導をなされておりますので、今回、こういうことにさせていただいたと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

同じく報償費のところで、特産品ブランディングアドバイザー報償費として45万円上がっていますが、これについてもどういうものか、中身について説明をお願いします。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

昨年10月に私ども武雄市他7自治体で、地方自治体等連合シンガポール事務所というのをシンガポールに構えました。

また、12月には議会の方でもご説明させていただきましたけれども、自治体型運営通販サイト鞍手sgをオープンさせております。

現在、特産品の販売や開発、鞍手ぶどうのブランド化というものに一生懸命取り組んでおります。しかしながら実績としてはまだ上がっておりません。ぶどうに関しては今からが勝負ということになっております。

そこで、民間で実務的に広報戦略、マーケティング、或いはブランド化、こういったものに携わってこられた方に、一緒に取り組んでいただきたいということで、こういったアドバイザーの報償費を組ませていただいております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

同じく19頁、委託料で、すまいるバス等のラッピングデザイン委託料ということで32万4千円上がっていますが、これについて中身をお願いします。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

現在、購入予算計上しております、すまいるバスについては、一応塗装された状態で上がってきます。いま、遠賀町とか宗像市でも走っていますコミュニティバスについては、住民の方に、より愛着を持ってもらう、好感を持ってもらう、或いは町のイメージアップに繋がる、こういったラッピングが施されています。

鞍手町もこういったラッピングを施して、特に中学生が乗るわけですから、多感な時期の子どもが乗りたくなるようなバスに仕上げたいというふうに考えて、そのデザインを専門家の方に委託する委託料。それから、施工に関する監修をやってもらう費用を含んでおります。

それからもう一点ですが、うちが購入するバスだけでなく、一部委託するバスもあります。宮若線については委託を考え、交通事業者のバスを使うようにしておりますが、それについても統一性を持たせるために、一応ラッピングを予定しております。そのデザインも含んでおります。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び10款 教育費について、19頁から22頁まで質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

9頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

9頁及び10頁について質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第46号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第46号は総務文教委員会に付託することに決定しま

した。

次に、日程第 8 議案第 4 7 号 平成 2 6 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 4 7 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 4 7 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 9 議案第 4 8 号 平成 2 6 年度鞍手町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 4 8 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 4 8 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 1 0 議案第 4 9 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 2 6 年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 4 9 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 4 9 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第 1 1 議案第 5 0 号及び日程第 1 2 議案第 5 1 号の 2 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 1 1 議案第 5 0 号及び日程第 1 2 議案第 5 1 号の 2 件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 1 1 議案第 5 0 号は、専決第 1 2 号 平成 2 6 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号であります。

本補正予算は、平成 2 5 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込みにおいて、歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第 1 6 6 条の 2 の規定に基づき、平成 2 6 年度の歳入を繰り上げ、これに充用したものであります。

なお、繰上げ充用措置は、出納閉鎖整理期間内に行わなければならないことから、平成 2 6 年 5 月 3 1 日付けで専決処分をしたものです。

歳入歳出それぞれ 1 億 9, 3 8 3 万 5 千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 2 4 億 3 3 3 万 8 千円としました。

次に、日程第 1 2 議案第 5 1 号は、平成 2 6 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号であります。

本補正予算は、総務費の国保税賦課業務電算委託料及び地方独立行政法人くらて病院が実施する、保健事業に対する健康管理事業等委託料の追加に伴い、国庫支出金及び繰入金の補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ 3 8 2 万 4 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 2 4 億 7 1 6 万 2 千円としました。

以上が、日程第 1 1 議案第 5 0 号及び日程第 1 2 議案第 5 1 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第 5 0 号について、質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○ 1 1 番 宇田川 亮君

また歳入不足が増えてきたわけですが、昨年の単年度での収支はどうなったのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

単年度収支といたしましては、歳入歳出差引で 3, 5 0 6 万 1 千円の赤字となっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○ 1 1 番 宇田川 亮君

国保については、今、県で一本化というような話も出てきています。後 2 ～ 3 年というところなんだろうが、鞍手町で歳入欠陥が 2 億円近くになってきているということで、今事務レベルで統合というか、というのに向けた話というのはあっているのでしょうか。その中

で、やっぱりこうやって歳入欠陥が生じているところもあると思いますし、逆に法定外繰入をやって国保税を引き下げているところも、いろいろな自治体があると思うのですが、そういった中で、それぞれの個別の自治体で、これだけ赤字があるというところについては、特別にそこだけ国保税を上乗せするだとかというような話とかが出て来るのではないだろうかというふうに考えるわけですが、今話し合いがあっているのかどうかというのも含めて教えていただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

話し合い自体は、まだそこまでは深く入っていません。今進められているのは、県に移行された場合のことを前提に、県が今からするのが、標準保険料の試算と影響の分析を行うという作業が今から入るところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程の質問と関連しますが、県の一本化は、これは国の方針で追々されることだろうと思うのです。その際に、今のところはまだ県の方でいろいろと話はないということですが、当然これだけの歳入不足を抱えて、それが県が直接被るといえるのか、面倒を見るということはないというふうにも考えます。

従って、当然歳入不足については、町が補填をして行かざるを得ないだろうというふうに思いますけれども、統合が28年だったか、9年だったかはっきり。

○保険健康課長 長友 浩一君

9年です。

○12番 岡崎 邦博君

9年ということであれば、後26年度を入れても3ヵ年しかないわけです。それでここ1億9千万の歳入不足を解消し、尚且つ、26年度についても更に赤字が増える可能性もありますので、町長としては、これをどう解消していくおつもりなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

本当に大変難しい話で、議員がおっしゃいましたように、29年度に一応県扱いということに移行するということになっておりますが、ただ、本町は保険料から見ましても、県下でも2番目、3番目ぐらいの、かなり高額な負担を町民の皆さん方に負担をしていただい

ります。ですから、これを更に上げるとなると、なかなか滞納も増えるのではないかという懸念材料もございまして、それと本年より消費税も上がりまして、また来年の10月からですか、消費税もまた2%上がるというような話、おそらくその方向性が濃厚だということもある中で、じゃあ町民の皆さんに国民健康保険税を負担させていいのかという、本当に悩ましいところでございます。

もう一点は、町村会の中でいろいろな首長さんとも話をさせていただいておるのですが、どこの首長さんも、この件に関しましては頭を抱えられておりまして、県に移行する時には自分のところの赤字の分はちゃんと清算しなさいよ、若しくは単費で補正しなさいよというようなことを県、若しくは国が言っているのですが、それが一律に福岡県全部の市町村が、それはできるのかといいますと、なかなかちょっと厳しいのではないかというような現状でございます。

ですから、我々町村会でも政府の方に、これは何とか起債を上げてでも分割なり、若しくはそれなりの手当を国から出していただけないだろうかというような要望も兼ねて、今、いろいろと行動を行っている状況でございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第50号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第50号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第51号について質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第51号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第51号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日12日から16日までの5日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日12日から16日までの5日間は、委員会審査のため休会とします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

散会 14時30分

平成26年鞍手町議会第4回定例会会議録（第4号）						
	平成26年 6月17日					
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成26年 6月17日 午後1時00分				川 野 高 實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成26年 6月17日 午後1時19分				川 野 高 實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊 井 照 明	出 欠	1 1	宇 田 川 亮	出 欠
	2	須 山 由紀生	出 欠	1 2	岡 崎 邦 博	出 欠
	3	星 正 彦	出 欠	1 3	栗 田 幸 則	出 欠
	4	一	出 欠			
	5	田 中 二 三 輝	出 欠			
	6	原 哲 也	出 欠			
	7	川 野 高 實	出 欠			
	8	須 藤 敏 夫	出 欠			
	9	久 保 田 正 之	出 欠			
出席 12人 欠席 1人 欠員 1人	10	武 谷 保 正	出 欠			
会 議 録 署 名 員	1	熊 井 照 明		2	須 山 由紀生	

職 務 出 席	議会事務局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会事務局長補佐	武 谷 朋 視	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	白 石 秀 美	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	森 茂 樹	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進課長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興課長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権課長	鯨 坂 健 二	出 欠	上下水道課長	原 敏 勝	出 欠
	税務住民課長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康課長	長 友 浩 一	出 欠
				福祉人権課 福祉高齢者班 班 長	守 田 純 子	出 欠
				福祉人権課 児童人権班 班 長	中 岡 博 幸	出 欠
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
付 議 事 件		別 紙 の と お り				
会 議 経 過		別 紙 の と お り				

平成26年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月17日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第50号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第51号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第40号 過疎地域自立促進計画の変更
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第41号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第42号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第43号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第44号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第45号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第46号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第47号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第48号 平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第49号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成26年度固定資産税の課税免除
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 閉会中の継続事件

平成 26 年 6 月 17 日（第 4 日）

開議 13 時 00 分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

まず、町長より提出されております、議案第 49 号 算定の基礎資料の訂正をお手元に配布しておりますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第 1 議案第 50 号及び日程第 2 議案第 51 号の 2 件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13 番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 50 号 専決処分の承認（平成 26 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号）。

本委員会は、6 月 11 日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

次に、議案第 51 号 平成 26 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）。

本委員会は、6 月 11 日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 50 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 51 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 50 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 51 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第５０号 専決処分の承認（平成２６年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第１号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第５０号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第５１号 平成２６年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第５１号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第３ 議案第４０号から日程第１２ 議案第４９号までの１０件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
原総務文教委員長。

○６番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第４０号 過疎地域自立促進計画の変更。

議案第４１号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第４２号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議案第４３号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例。

議案第４４号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第４５号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例の一部を改正する条例。

議案第４６号 平成２６年度鞍手町一般会計補正予算（第１号）。

議案第４７号 平成２６年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）。

議案第４８号 平成２６年度鞍手町水道事業会計補正予算（第１号）。

議案第４９号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成２６年度固定資産税の課税免除。

本委員会は、６月１１日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第７６条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第４０号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第４１号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第４２号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第４３号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第４４号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第４５号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第４６号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第４７号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第４８号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第４９号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第４０号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第４１号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第４２号について討論はありませんか。

熊井照明君。

○１番 熊井 照明君

議案第４２号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例において、非常勤の参与を設置することについて、要綱をもって定めることに反対の立場から討論を行います。

対外的にも、臨時職員ではなく、参与という格付けは必要だと考えます。

しかし、要綱は行政機関内部における内規であって法規としての性質をもたないものであり、内部基準であり柔軟に対応でき、変更も容易であり、議会の議決の必要ありません。

権利を制限し義務を課すという場合には、自治体の法律である条例で制定すべきと考えます。

以上のことから、参与設置について要綱を定めることに、反対いたします。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第４３号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第４４号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第４５号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第４６号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第４７号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第４８号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第４９号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第４０号 過疎地域自立促進計画の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第４０号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４１号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第４１号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４２号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第４２号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４３号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第４３号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４４号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第４４号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４５号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第４５号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４６号 平成２６年度鞍手町一般会計補正予算（第１号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第４６号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４７号 平成２６年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第４７号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４８号 平成２６年度鞍手町水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第４８号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４９号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成２６年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第４９号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第１３ 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から、目下審査する事件について、会議規則第７４条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成２６年第４回定例会を閉会します。

閉会 １３時１９分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 熊 井 照 明

議員 須 山 由 紀 生

平成26年6月17日

鞍手町議会

議長 川 野 高 實

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委 員 会 名	調 査 事 項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査 特別委員会	議会広報編集及び調査